
児童保護 および児童保護方針

改定と用語

方針改定のスケジュール、または条例の変更時の内容に合わせて参照してください。

所有者:	校長
改訂番号:	15
発行日:	2023年11月10日
法令に関連する方針 / その他の方針	法令に関する方針
承認者:	ジェネラルマネージャー
次回改定日:	2024 年 11 月 10 日
回覧者:	全ての教職員

外部組織連絡先

地方自治体指定責任者（LADO）	01296 382070 EMAIL: secure-LADO@buckscc.gcsx.gov.uk
地方自治体児童福祉サービス	TEL: 01296 383962 OUT OF HOURS EMERGENCY DUTY TEAM TEL: 0800 999 7677
児童保護の複数機関を結ぶ箇所	TEL: 0845 4600001 Child Concerns 0800 137915 Adult Concerns
過激派に関する相談窓口	警察 Thames Valley EMERGENCY: 999 NON-EMERGENCY NUMBER: 101 EMAIL: IverStokePogesWexhamNHPT@thamesvalley.pnn.police.uk 地方自治体 South Bucks TEL: 01296 383962 EMAIL: as above 教育省 NON-EMERGENCY NUMBER: 020 7340 7264 EMAIL: counter.extremism@education.gov.uk
NSPCC（国家児童虐待防止協会）内部告発相談窓口	住所: Weston House 42 Curtain Road London EC2A 3NH TEL: 0800 028 0285 EMAIL: help@nspcc.org.uk
NSPCC（国家児童虐待防止協会）教育現場における虐待の報告アドバイス・ライン	TEL: 0800 136 663 EMAIL: help@nspcc.org.uk
DBS（犯罪記録管理機関）	住所: DBS customer services PO Box 3961 Royal Wootton Bassett SN4 4HF TEL: 03000 200 190 EMAIL: customerservices@dbb.gov.uk
TRA（学校管理者支援機関）	住所: Teacher Misconduct Ground Floor South Cheylesmore House 5 Quinton Road Coventry CV1 2WT TEL: 0207 593 5393

	EMAIL: misconduct.teacher@education.gov.uk
OFSTED （英国教育水準局）児童保護窓口	TEL: 0300 123 4666 (Monday to Friday from 8am to 5pm) EMAIL: CIE@ofsted.gov.uk
ISI (私立学校検査局)	TEL: 0207 6000 100 EMAIL: concerns@isi.net

学校関係者連絡先（生徒の安全に関係する場合の連絡先）

学校理事	理事長 沖永 佳史 TEL: 03 3964 9044 EMAIL: 平山 陽一郎 y-hirayama@teikyo-u.ac.jp 児童保護担当理事 石原 敦史 TEL: 07483426587 EMAIL: atsushi.ishihara@uk.nufg.jp
児童安全保護責任者("DSL") 副児童安全保護責任者 ("DDSL")	校内児童安全保護責任者（主担当） ディーン・シンプソン TEL: 01753 663756 EMAIL: dean.simpson@teikyofoundation.com 校内児童安全保護責任者（副担当） 谷地舘 和賀子 TEL: 01753 663712 EMAIL: wakako.yachidate@teikyofoundation.com
指定児童養護教員(福祉担当者)	栗木 るえ子 TEL: 01753 663711 EMAIL: rueko.kuriki@teikyofoundation.com
校長	ネルソン 文子 TEL: 01753 663711 EMAIL: fumiko.nelson@teikyofoundation.com

方針要項

本方針は、TEIKYO SCHOOL UK（以下「当校」）に適用されます。本方針は、毎年（最低限）見直され、更新され、本校のウェブサイトですぐ入手可能です。

本方針は、以下のガイダンスと助言を考慮しています：

- *Keeping Children Safe in Education*（2023年9月）（以下「KCSIE」）
 - KCSIEは、追加的な法定ガイダンスである *Disqualification under the Childcare Act 2006 (September 2018)* を取り入れています。
 - KCSIEはまた、様々なツールキットや追加のアドバイスやサポートへのリンクも提供しています。
- *Working Together to Safeguard Children*（2018年版、2020年更新）（以下「WT」）
 - WTは、法定外の助言に言及しています：*Information sharing*（2018年7月）
- *Prevent Duty Guidance: for England and Wales*（2021年4月）（以下「Prevent」）
*Prevent*は法的ではないガイドラインとブリーフィングノートによって補完されています。
 - *The Prevent duty*：学校とチャイルドマインダーのための省庁の助言（2015年6月）
 - *The use of social media for on-line radicalisation*（2015年7月）
- *Relationships education, relationships, and sex education (RSE) and health education*（2021年9月）。
 - *Behaviour in schools*（2022年9月）。
 - *Working together to improve school attendance*（2022年5月）。
 - *Keeping children safe in out of school settings*（2022年4月）。
 - *Digital and technology standards in schools and colleges*（2023年3月）。
 - *After school clubs, community activities, and tuition (safeguarding guidance for providers)*（2023年9月）。
 - 慈善委員会のガイダンス *Safeguarding and protecting people for charities and trustees*（2022年6月）。

この方針は、Local Safeguarding Children Executive によって設定された複数機関によるセーフガーディングの取り決めの一部として、バッキンガムシャーの手続きと実施状況も参照しています。

2010 年平等法

学園は平等法の下での義務を理解・認識しており、性別、人種、障害、宗教・信条、性別変更、妊娠・出産、性的指向などの保護特性によって生徒を差別してはならない。児童保護の

観点から、学園は特定の保護特性に関して、生徒の特定のニーズを満たすためのサポート方法を検討します。また、障害のある生徒のために合理的な調整を行う義務についても検討します。

児童に関する懸念

学園は、常に生徒の最善の利益を考慮し、すべての生徒が最良の結果を達成できるように行動する義務があります。生徒の保護と福祉の促進は、すべての人の責任です。そして学校は「学校全体」による保護アプローチを採用しています。これは、全校生徒が参加し、保護と児童保護が最重要課題であり、プロセスや方針策定に関連するすべての側面を支えることを意味します。

保護者の方は、子どもの安全や福祉に関する懸念がある場合、必要に応じて、この保護方針を用いて、学校に直接懸念を申し出ることをお勧めします。保護者が希望する場合は、ISIに直接連絡することもできます。

学校には、子どもたちの声に耳を傾け、早期に支援を提供するための取り決めがあります。これらの取り決めの詳細は、生徒および保護者に配布した「学校生活の手引き」に記載されています。

児童保護の定義、虐待の種類と兆候

児童保護と福祉の促進とは、子どもを虐待から守ること、子どもの心身の健康や発達が損なわれるのを防ぐこと、安全で効果的なケアが提供される環境の中で子どもが成長することを保証すること、すべての子どもが最良の結果を得られるように行動することと定義されています。

虐待とは、子どもへの不適切な処遇の一形態です。誰かが子どもに危害を加えたり、被害を防ぐための行動を怠ったりすることで、子どもを虐待やネグレクトすることがあります。子どもは、家庭内、組織内、地域社会で、面識のある人から虐待されることもあれば、まれに知らない他者から（例えばインターネットを通じて）虐待されることもあります。虐待は、完全にオンラインで行われることもあれば、テクノロジーがオフラインでの虐待を助長するために利用されることもあります。虐待は、単独の大人や子ども、または集団の大人や子どもによって行われる場合もあります。虐待には以下のようなものがあります：

- 身体的虐待
- 精神的虐待;
- 性的虐待
- ネグレクト

教職員は、虐待の種類と虐待の可能性のある兆候の詳細、および児童犯罪や性的搾取などの特定の保護問題に関する詳細情報については、本方針の付録1を参照してください。

児童に関する懸念に対処するための手順

教職員は、生徒または第三者からの虐待、搾取、ネグレクトの申し立てや苦情を疑ったり聞いたりした場合、直ちに行動し、以下の関連する手順に従わなければならない。教職員は、生徒の安全を守るために、誰かが行動を起こし、そして重要な情報を共有してくれると思いついてはいけません。

ガイダンス「*Information Sharing: Advice for Practitioners Providing Safeguarding Services to Children, Young People, Parents and Carers*」は、情報の共有について決定を下さなければならない教職員をサポートするものです。学園の理事会は、学園内および必要に応じて学園と地域の児童社会福祉、児童保護関連機関、他機関、医師と情報を共有するための取り組みを確保することを含め、情報を共有することの重要性を認識しています。「the Data Protection Act 2018（以下「DPA2018」）」および「the UK General Data Protection Regulation (以下「英国 GDPR」)」に基づく情報共有に関する懸念は、子どもの福祉を保護・促進し、安全を守る必要性を阻むものであってはならず、DPA2018も英国GDPRも、子どもの安全を守る目的のための情報共有を妨げるものではありません。どのような情報を共有できるのか、また共有すべきなのかについて疑問がある場合は、DSLに相談してください。

学園の理事会は、教職員が個人情報を共有（および保留）することを可能にする、関連するデータ保護の原則を理解するよう徹底します：

- 保護目的のために情報を保存し共有することを許可する処理条件（機微で個人的な情報を含み、「特別カテゴリーの個人データ」として扱われるべきである）を確信していること；
- 例えば、同意を得ることが不可能な場合、同意を得ることが合理的に期待できない場合、同意を得ることが児童を危険にさらすことになる場合などである；
- 重大な危害テストに該当する場合、生徒の個人情報を提供しない

全ての教職員は:

- 注意深く話を聞く；
- 誘導尋問を避ける；
- 申し立て／苦情が真剣に受け止められ、支援され、安全が保たれることを本人に安心させる；
- 本人が報告することを恥ずかしく感じたり、報告することで問題を引き起こしているような印象を受けたりしないようにする；
- 絶対的な秘密保持を保証せず（これは最終的に子どもの最善の利益にならない可能性があるため）、情報が適切な人物に渡される必要があることを説明し、その人物が適切な措置を取るようにする；

- 虐待、搾取、ネグレクトを受けていることを、本人が誰かに伝える準備ができていない、あるいは伝え方を知らない、あるいは自分の経験が有害であると認識していない可能性があることを認識する；
- コミュニケーションを円滑にするために、子どもや若者と信頼関係を築く最善の方法を見極める。

本手続きのもとで行われたすべての懸念、議論、決定（理由とともに）は、書面に記録すること。これは、事案の処理方法に関する苦情に対応する際に役立ちます。記録には、懸念事項の明確かつ包括的な要約、懸念事項がどのようにフォローアップされ解決されたかの詳細、取られた措置、下された決定、および結果のメモが含まれるべきです。記録には、会話の日付、時間、場所、誰が誰の立会いのもとでどのような言動をとったかの詳細が含まれ、作成者の署名がなければなりません。情報は機密保持され、安全に保管され、ファイルを見る必要のある者のみがアクセスできるようにし、KCSIE の第 1 部および第 2 部に記載されているガイダンスに従って共有されるべきです。

申し立てが有害な性的行為に関するものである場合、可能であれば、2 名の教職員（できればそのうちの 1 名が DSL またはその代理）が同席した上で情報開示を管理します。

保護上の懸念がある場合、学校は、どのような行動を取り、どのようなサービスを提供するかを決定する際に、生徒の希望と感情が考慮されるようにします。これはセクシュアル・ハラスメントや性的暴力など、有害な行為において特に重要です。学園は、生徒たちが自信を持って虐待を報告し、その懸念が真剣に扱われることを知り、安心して自分の意見を述べたり、フィードバックしたりできるよう、よく伝えられ、理解しやすく、かつアクセスしやすいシステムがあることを保証することによって、この点を管理しています。学園は生徒の最善の利益を第一に考え、そのプロセスを運営しています。

文脈的セーフガード

保護に関わる事件や行動は、学校外の要因に関連することもあり、学校外の子どもたちの間で起こることもあります。すべての職員、特に DSL とその代理は、そのような事件や行動が起こる背景を考慮する必要があります。学校は、生徒の幅広いアセスメントの一環として、生徒の安全や福祉を脅かす環境要因が生徒の生活の中に存在するかどうかを検討します。学園は、利用可能なすべての証拠と虐待の完全な背景を考慮することができるよう、照会プロセスの一環として、児童ソーシャルケアと可能な限り多くの情報を共有します。

早期援助

どのような子どもでも早期援助から恩恵を受ける可能性があるが、すべての職員は、以下のような子どもには早期援助が必要になる可能性があることに特に注意を払うべきである：

- 障害がある、または特定の健康状態にあり、特別な追加的ニーズがある。
- 特別な教育的ニーズがある（法定教育・保健・ケア計画の有無にかかわらず）。
- 精神保健上のニーズがある。
- ヤングケアラーである。
- ギャングの関与、組織犯罪グループやカウンティラインとの関わりなど、反社会的または犯罪的行動に引き込まれる兆候がある。
- ケアや家庭から頻繁にいなくなる／行方不明になる。
- 自ら薬物やアルコールを乱用している。
- 現代の奴隷制、人身売買、性的または犯罪的搾取の危険にさらされている。
- 薬物乱用、成人の精神衛生上の問題、家庭内虐待など、子どもにとって困難をもたらす家庭環境にある。
- ケアから家族のもとに戻った。
- 虐待やネグレクトの初期症状が見られる。
- 過激化または搾取される危険性がある。
- 服役中の家族がいる、または親の犯罪の影響を受けている。
- 家族から疎外されている、またはその恐れがある。
- 女性器切除や強制結婚など、「名誉」に基づく虐待を受ける危険がある。
- 私的に養育されている子ども
- 教育を欠席している、特に何度も欠席している、あるいは長期にわたって欠席している。

早期支援とは、学校前教育期から 10 代に至るまで、子供の人生のどの時点においても、問題が生じたらすぐに支援を提供することを意味します。

まず第一に、早期支援が有益と思われる生徒は、学校の DSL に相談してください。DSL は、the threshold document を参照しながら、学校長および福祉担当教員に従って適切な対応を検討します。DSL は、適切な場合、外部機関や専門家と連携し、機関間アセスメントを行う際にスタッフをサポートします。早期援助が適切である場合、生徒の状況が改善されないようであれば、その問題は継続的に検討され、児童福祉施設への照会が検討されます。

生徒について懸念がある場合、教職員は何をするべきか

教職員（理事、派遣職員、代理職員、ボランティアを含む）は、生徒について何らかの懸念がある場合（子どもが差し迫った危険にさらされている場合とは異なる）、可能な限り、学校の DSL と話し、対応策について合意する必要があります。上記のように、職員は、他の誰かが行動を起こし、生徒の安全を守るために重要な情報を共有してくれるとは思わないでください。DSL 以外の者が照会を行う場合、照会があったことをできるだけ早く DSL に知らせてください。子どもの状況が改善されないようであれば、DSL は生徒のソーシャルケアに再考を求めるべきです。教職員は、いかなる不作為にも異議を唱え、必要に応じて

DSL および児童福祉担当に相談します。すべての懸念、話し合い、決定、およびその理由は文書で記録します。

生徒が危険または危害を受ける恐れがある場合、教職員は何をするべきか

教職員（理事、派遣職員、代理職員、ボランティアを含む）は、児童が差し迫った危険にさらされている、あるいは危害を加えられる恐れがあると判断した場合、直ちに児童福祉施設および／または警察に照会する必要があります。照会は誰でも行うことができます。そのような照会は、職員が危険に気づいてから直ちに、いかなる場合でも 24 時間（1 営業日）以内に行わなければなりません。保護者の同意は、警察や児童福祉施設などの法定機関への照会には必要ありません。DSL 以外の者が照会を行う場合は、できるだけ早く DSL に照会があったことを知らせます。地元当局のソーシャルワーカーは、24 時間以内に照会者にその旨を伝え、次のステップと必要な対応の種類を決定します。教職員は、いかなる不作為にも異議を唱え、必要に応じてソーシャルワーカーに相談します。すべての懸念、話し合い、決定、およびその理由は文書で記録されるべきです。

生徒が過激化の危険にさらされていると思われる場合、教職員は何をするべきか

過激思想や過激化の影響を受けやすい子どもについて懸念がある場合、教職員は学園の通常の照会プロセスに従ってください。これには、危険の度合いに応じて、予防措置の照会や児童福祉施設への照会が含まれます。ただし、子どもがテロリズムに巻き込まれる危険性が緊急かつ重大であると職員が懸念する場合は、999 に電話するか、MASH に紹介状を提出するか、直接 MASH に電話しなければなりません。また、子どもの社会的養護に助言と支援を求めることもできます。

学園は、生徒がテロリズムやその他の過激主義に巻き込まれる可能性があることを認識し、（警察など地域のパートナーとの協議の上）地域の潜在的なリスクについて適切なリスクアセスメントを実施しています。このようなリスクアセスメントは、学校の保護体制がテロリズムに巻き込まれることを防止し、子供たちを保護するのに十分強固なものであることを確認するために、校長、DSL と協議され、定期的に改訂されます。

女性器切除（FGM）行為を発見した場合のスタッフの対応

教職員は、FGM 行為が行われたと思われるケースを発見した場合、警察に報告しなければなりません。正当な理由がない限り、職員はそのような事例を検討し、DSL と話し合い、適切な場合には生徒の社会的養護に関与しなければなりません。教職員は、生徒が FGM の危険にさらされている可能性があると思われる場合に従うべき手続きについて、本方針の付録 1 を参照してください。

子どもが深刻な暴力犯罪に巻き込まれる、あるいは巻き込まれる恐れがある場合、職員は何をするべきか

全教職員は、生徒たちが深刻な暴力犯罪に巻き込まれたり、巻き込まれる危険性があることを示す指標に注意したりする必要があります。これには、欠席の増加、年上の個人やグループとの交友関係や関係の変化、成績の著しい低下、自傷行為の兆候や健康状態の著しい変化、暴行の兆候や原因不明の怪我などが含まれます。

教職員は、生徒について何らかの懸念がある場合（児童が差し迫った危険にさらされている場合とは異なります）、可能であれば、学校の DSL と話し、対応策について合意する必要があります。

生徒がヌードやセミヌードを共有した場合、職員はどのように対応すべきか

教育現場のすべての職員は、ヌードやセミヌードに関わるいかなる事件も認識し、報告する義務があり、懸念事項を認識できるよう、必要な児童保護の研修と支援を受けます。

この目的において、「ヌード／セミヌードの共有」とは、18 歳未満の者がヌードまたはセミヌードの画像、動画、ライブストリームをオンラインで送信または投稿することを意味する。これは、ソーシャルメディア（Snapchat を含む）、ゲームプラットフォーム、チャットアプリ（WhatsApp や iMessage を含む）、またはフォーラムを経由する可能性がある。また、アップルの AirDrop のようなオフラインで動作するサービスを介して、デバイス間で共有することもある。ヌードやセミヌードの共有は、オンライン、1 対 1 のメッセージング、グループチャット、および／または閉鎖的なソーシャルメディアアカウントを通じて、公に行われることがある。画像、ビデオ、ライブストリームには、複数の児童が含まれる場合がある。

生徒からの直接の情報開示は真摯に受け止められ、教職員は生徒が快適に過ごせるよう配慮し、生徒の苦痛やトラウマを最小限に抑えるため、適切かつ繊細な質問のみを行います。

生徒や生徒のヌードやセミヌードが共有された場合、教職員はできるだけ早く DSL に報告しなければなりません。

DSL は、ヌードやセミヌードの共有に関する報告に対応する際、DDMSC / UKIS ガイダンス "Sharing nudes and semi-nudes: advice for education settings working with children and young people" (December 2020) に従います。これには以下が含まれます：

- 適切なスタッフとの初回検討会の開催。これには、情報開示を聞いたスタッフ、保護に関する懸念に対処する保護チームまたはリーダーシップチームが含まれます。
- 適切であれば関係する子どもとの面接を実施します。
- 保護者の関与が児童を危険にさらすと信じるに足る十分な理由がない限り、早い段階で保護者に報告し、児童を最善の方法で支援するために、保護者をプロセスに関与させ続ける。保護者に知らせないという決定は、児童福祉施設や警察などの他のサービスと連携して行います。

- プロセスのどの時点においても、子どもが危害を受けた、あるいは直ちに危害を受ける危険があるという懸念があるかどうかを判断するために、リスクアセスメントを実施します。
- そうでない場合は、「ヌードの共有」ガイダンスと学校の児童保護および行動方針に従って、学校内で事件を処理することができます。
- 危害の危険があると判断された場合、DSL は直ちに児童相談所および／または警察に照会しなければなりません。

ヌードやセミヌードが共有されたことに関するすべての事件は、外部に報告されたか否かにかかわらず、記録される必要があります。学校は、事件を外部に報告しない理由を記録し、学校長の署名があることを確認しなければならない。記録は、KCSIE と地域の保護手続きに定められた法定要件に沿って保管される。画像のコピーは取られず、保管されません。

このガイダンスは、18 歳以上の成人による 18 歳未満の人の画像の共有には適用されません。職員がこのような事態に気づいた場合は、直ちに DSL に報告します。DSL は緊急に警察に通報します。

生徒が学校を欠席した場合の教職員の対応

特に何度も、あるいは長期にわたって欠席する生徒や、教育を受けられない生徒は、ネグレクト（育児放棄）、生徒の性的・犯罪的搾取（特に郡部ライン）など、様々な保護上の問題に対する重要な警告サインとなります。欠席が続く生徒や教育を受けていない子供に対する学園の対応は、そのような虐待の発見をサポートし、欠席の生徒の場合は、将来教育を受けていない子供になるリスクを防ぐのに役立つことが重要です。当校の無断欠席、欠席を繰り返す生徒、長期欠席生徒、教育を受けていない生徒への対応は、「Missing Student Policy」に記載されています。

合理的に可能な場合、学校は各生徒の緊急連絡先を 2 つ以上保持し、特に欠席を繰り返す子供や長期欠席の子供が福祉や保護上の懸念があると判断された場合に、責任ある大人に連絡するための選択肢を提供します。

当校は、定期的に登校しない生徒、または当校の許可な 10 日以上欠席した生徒を自治体に報告します。

学校への欠席が保護上の懸念を示す場合で、地元当局の児童サービスと協力する際、当校は法定外の DfE ガイダンス「Working together to improve school attendance」を考慮します。

生徒がソーシャルワーカーを必要とする場合、教職員は何をすべきか（要保護児童と児童保護計画）

子どもたちは、保護や福祉の必要性からソーシャルワーカーを必要とする場合があります。虐待やネグレクト、複雑な家庭環境のために、子どもたちがこの支援を必要とする場合もある。

生徒が逆境やトラウマを経験することで、さらなる危害を受けやすくなり、また、出席、学習、行動、精神衛生などの障害に直面することで、教育的に不利な状況に置かれることもあります。

自治体は、生徒がソーシャルワーカーを雇っている事実を共有し、生徒の安全、福祉、教育的成果のために最善の意思決定ができるように、DSLはこの情報を保持し、利用すべきです。このことは、日常的に考慮されるべきです。

生徒がソーシャルワーカーを必要とする場合、その情報は、保護に関する決定（例えば、保護上のリスクがあることが分かっている場合の無断欠席や欠席への対応）や、福祉の促進に関する決定（例えば、法的なサービスによる対応と並行して、パストラルサポートや学業サポートの提供を検討すること）に反映されるべきです。

メンタルヘルスのサポートが必要な児童がいる場合、教職員は何をすべきか

学園は生徒のメンタルヘルスとウェルビーイングをサポートする重要な役割を担っています。メンタルヘルスの問題は、場合によっては、生徒が虐待、ネグレクト、搾取を受けたり、受ける危険性があったりすることを示す指標となることがあります。

教職員は、メンタルヘルスの特別なサポートが必要な児童を特定するための様々なアドバイスを受けることができ、これには外部機関との連携も含まれます。より詳しい情報は、**DfE Mental Health and Behaviour in Schools guidance**に記載されています。イングランド公衆衛生局は、学校の教師が若者の健康、ウェルビーイング、レジリエンスを促進するためのさまざまな資料を作成しています。

他の教職員について保護上の懸念がある場合、スタッフがすべきこと

他の教職員（サブライスタッフ、エージェンシースタッフ、ボランティア、請負業者を含む）に関して保護上の懸念がある場合は、その旨を校長に報告すること。学校長に関する懸念がある場合は、理事長または学校経営者に報告します。校長に対する虐待の申し立てがあった場合、教職員は教職員（サブライスタッフ、エージェンシースタッフ、ボランティア、請負業者を含む）に対する虐待の申し立てを管理するための以下の手順を参照し、その問題を地方自治体の指定役員に直接照会します。

当校のセーフガードの慣行について懸念がある場合、職員は何をすべきか

学園は、安全や懸念事項を提起する文化、そして「ここで起こるかもしれない」という態度を確保することを目的としています。このような通報が誠意あるものであれば、職員に対して懲戒処分が下されることはありません。

教職員やボランティアが学園に問題を提起できないと感じたり、純粋な懸念に対処されていないと感じたりした場合は、NSPCC の内部告発相談窓口など、他の内部告発手段を利用することができます。NSPCC ヘルプラインの連絡先は、本方針の冒頭にある「主な連絡先」のページに記載されています。

生徒対生徒の申し立て（生徒対生徒の性的暴力およびハラスメントを含む）に対処するための取り組み

生徒対生徒の虐待とは、1人または複数の生徒による他の生徒に対する虐待のことです。単独で起こることもあれば、より広範な虐待の一部として起こることもあり、学園内外で起こることもあれば、オンライン上で起こることもあります。様々な形で現れる可能性があり、親密なパートナー関係における虐待、いじめ（ネットいじめ、偏見に基づくいじめ、差別的ないじめを含む）、仲間同士の親密なパートナー関係における虐待、身体的虐待（殴る、蹴る、揺さぶる、噛む、髪を引っ張る、その他身体的危害を加えるなど）、イニシエーション・ハラスメント型の暴力や儀式などが含まれます、アップスカーティング、セクスティング、ヌードやセミヌードの同意のある共有と同意のない共有、性的暴行、ジェンダーに基づく問題、生徒対生徒の性的暴力やセクシャルハラスメントを含む性的行動、誰かに裸にさせたり、性的なものに触れさせたり、第三者と性行為をさせるなど、同意なしに性行為に従事させること。また、集団の子どもが一人の子どもや集団に性的暴行を加えたり、性的嫌がらせをしたりすることでも起こりうる。

これらの取り組みは、校内、校外、オンラインを問わず、生徒対生徒の虐待に関するすべての報告や懸念に適用されます。オンラインや学校外で起こった虐待は軽視されるべきでなく、同じように真剣に扱われるべきです。

学園はゼロ・トレランス・アプローチをとっており、虐待的な発言ややりとりを「雑談」や「成長の一部」として受け流したり、見過ごしたりしてはなりません。また、性的なコメント、発言、ジョーク、オンライン・セクシャル・ハラスメントを含む有害な性的行動も、同じこと、あるいは「ただ笑っているだけ」「男の子は男の子」として片付けてはなりません。また、下半身や胸、性器をつかむ、ズボンを引き下げる、ブラジャーをはじく、スカートをたくし上げるなどの身体的な行為（犯罪につながる可能性のある行為）に対しても、スタッフは異議を唱えます。そのような行為を否定したり、容認したりすることは、そのような行為を常態化させる危険性があります。

学園では、生徒から生徒への虐待が報告されていなくても、そのような虐待が行われている可能性があり、単に報告されていないだけであることを認識しています。学園は、生徒がどのように虐待を報告することができるのか、また、報告があった場合、学園がどのような手順を踏むのかを児童が理解できるようにします。これらの手続きは、生徒がアクセスしやすく、理解しやすい形式で、十分に周知されます。

学園は、生徒が信頼できる人、つまり職員に申し立てを開示する可能性が高いことを認識し

ています。このような情報開示をすることで、生徒はその職員が信頼できる立場にあると感じる可能性が高いです。当校はまた、生徒が口頭で虐待について教職員に話すことが容易ではないこと、その代わりに大人が気づき、反応してくれることを望むようなサインを示したり、行動をとったりすることがあることを認識しています。また、友人からの通報や会話の盗み聞きによって、ある事件が職員の知るところとなることもあります。従って、すべての教職員が児童虐待に関する当校の方針と手順を明確にし、児童虐待の指標や兆候を認識し、その見分け方と通報への対応方法を知っていることが重要です。

学園は、信頼できる成人への最初の情報開示は、報告された最初の事件のみである可能性があることを認識しています。それは必ずしも一つの事件を代表するものではありません。教職員は、生徒が名乗り出るまでにどれだけの時間がかかったかにかかわらず、すべての虐待の報告を真剣に受け止めます。教職員は、被害者が懸念を表明した場合、直ちに行動し、支援します。

学園は、特別な教育的ニーズや障害（SEND）、または特定の健康状態を持つ生徒は、他の生徒に比べ、同級生から虐待を受ける可能性が3倍高く、さらにセーフガード上の課題に直面する可能性があり、同級生同士のグループでの孤立やいじめ（偏見に基づくいじめを含む）を受けやすい可能性があることを認識しています。学園は、そのような子供たちのために特別なパストラルサポートを検討します。当校はまた、特定の生徒が、その脆弱性、障害、性別、民族性、性的指向のために、虐待の事件を報告することにさらなる障壁に直面する可能性があることを認識する。

学園は宿泊施設において生徒たちが特に脆弱であることを認識し、生徒対生徒の虐待の可能性に注意を払います。学園は保護に関して、ナショナル・ミニマム・スタンダードに定められた義務を常に遵守します。

生徒の行動やいじめの問題により、「生徒が危害を受けている、または危害を受ける可能性がある」と疑うに足る妥当な理由」がある場合、教職員は学園のいじめ防止および行動方針ではなく、以下の手順に従うものとします：

虐待の申し立てがなされた生徒は、調査中、学校から停学処分を受けることがあります。学園はこのような申し立ての調査に関して自治体の指定責任者の助言を受け、被害者と加害者とされる生徒を含め、関係するすべての生徒の安全と福祉を確保するためにあらゆる適切な措置を講じます。虐待の申し立てに関して生徒が警察の事情聴取を受ける必要がある場合、学園は助言に従い、できるだけ早く保護者に通知し、関係する生徒が事情聴取の間、適切な大人によってサポートされ、調査が完了するまでサポートされるようにします。守秘義務は学校にとって重要な考慮事項であり、必要に応じて自治体の指定責任者、または警察に助言を求めます。学校は、KCSIE に規定された手順を常に考慮します。

被害者は、性的暴力やセクシャルハラスメントについて誰にも話さないよう学校に求めることができる。その場合、被害者をより危険にさらすようなことがない限り、通常、両親または介護者に知らせるべきであること、子どもが危害を受ける危険がある場合、差し迫った危険がある場合、または危害を受けた場合は、地方自治体の児童福祉施設に紹介すべきであるという基本的な保護原則、および犯罪が行われたかどうかを考慮する必要があります。最終的に DSL は、被害者の希望と、被害者や他の児童を保護する義務とのバランスをとります。

下半身、胸、性器をつかむなど、犯罪につながる可能性のある有害な性的行為については、警察に通報されることがあります。レイプ、挿入による暴行、性的暴行は警察に通報されます。警察への通報があった場合、学校は警察と協議し、特に加害者とされる生徒とその保護者にどのような情報を開示するかについて合意します。DSL が、被害者の希望に反して、児童福祉施設への照会、および／または警察への通報を決定した場合、その理由を生徒に説明し、適切な専門家によるサポートを提供する必要があります。また、DSL は、関係する児童が早期の支援を受けることが有益であると判断し、3 つのセーフガーディング・パートナーの紹介プロセスに従って、必要な紹介を行う場合もある。

セクスティングに対する学園のアプローチ

学園は、ヌードやセミヌードが共有されたとの申し立てに対応する際、DDMSC / UKIS ガイド「ヌードとセミヌードの共有：児童と青少年を扱う教育現場へのアドバイス」（2020年12月）に従います。

生徒と生徒の虐待に関する情報開示があった場合、関係するすべての生徒（被害者と加害者の両方）は危険にさらされているものとして扱われ、本方針に従った保護手続きに従う。被害者は学校によって支援され、必要に応じて外部機関の支援を求めます。

性的暴力の報告があった場合、DSL は直ちにリスクとニーズの評価を行う。セクシャルハラスメントの報告があった場合、リスクアセスメントの必要性はケースバイケースで検討されるべきである。リスクアセスメントとニーズアセスメントでは、以下を検討します：

- 被害者
- 他の被害者の有無
- 加害者とされる人物
- 学園の他のすべての生徒（および適切な場合は職員）、特に加害者とされる者または将来の被害から保護するために適切な措置

リスクアセスメントは記録され（書面または電子的）、常に見直されます。性的暴力やセクシュアル・ハラスメントの報告に関して、DSL（そして実際にすべてのスタッフ）は、被害者が真剣に受け止められ、サポートされ、安全が保たれることを安心させます。被害者が報告をすることを恥ずかしいと感じたり、性的暴力やセクシュアル・ハラスメントを報告することで問題を引き起こしているような印象を与えたりすることは決してありません。また、被害者が通報することを恥ずかしく思ったり、その経験を最小化されたりするようなことは決してありません。学校は、子どもを不安にさせたり、苦しめたりしないような方法で、法

律は生徒を犯罪者にするためではなく、生徒を保護するためにあることを子どもに説明します。学園は、被害者の年齢と発達段階、申し立ての性質、さらなる虐待の潜在的な危険性を考慮します。当校は、性的暴力やセクシャルハラスメントの性質上、被害者と申し立てられた加害者の間に力の不均衡が生じている可能性が高いことを認めます。DSL は、生徒が被るリスクを考慮し、生徒を保護し、安全を保ち、可能な限り生徒の教育的達成に悪影響が及ばないよう、適切な対策を講じます。これには、被害者と加害者とされる生徒の距離の近さを慎重に考慮すること、共同クラス、校舎の共有（登校前または放課後を含む）などを考慮することが含まれます。

学園は、事件後、家族内被害と兄弟姉妹への支援が必要かどうかを検討します。

学園は、すべての懸念事項、話し合い、決定事項の記録を文書で保管します。

学園は、報告された懸念事項（決定事項や取られた行動を含む）を振り返り、懸念事項のパターン、容認できない文化を示す不適切な行動の問題点、または学校の保護システムの弱点（追加研修や関連ポリシーの修正が必要な場合がある）を特定します。パターンが特定された場合、学校は適切な行動方針を決定します。

通報が虚偽、根拠のないもの、根拠のないもの、悪意のあるものであることが証明された場合、DSL は、生徒および/または申し立てをした人が助けを必要としているか、または誰かによって虐待された可能性があり、これは助けを求める叫びであるかどうかを検討します。このような状況では、児童福祉施設への照会が適切な場合があります。通報が意図的な捏造や悪意あるものであることが判明した場合、学校長は学校の行動方針に従い、通報者に対する懲戒処分が適切かどうかを検討します。

教職員（サプライティーチャーを含む）、ボランティア、請負業者に対する保護上の懸念や申し立てへの対応

学園では、有給・無給を問わず、現在当校で働いているスタッフ（サブライスタッフ、ボランティア、契約業者を含む）に対する懸念や申し立てを管理するための手順を、DfE の法定ガイダンスと 3 つのセーフワーディングパートナーの取り決めに従い、スタッフ（ボランティアを含む）に問題がある（またはその疑いがある）場合に適用します：

- 生徒に危害を加える、または危害を加える可能性のある行為をした、および/または
- 生徒に対して、または生徒に関連する犯罪を犯した可能性がある。
- 生徒または生徒に対して、生徒と定期的または密接に仕事をする場合に危害を及ぼす危険性があることを示すような行動をとった、および/または
- 学校外での行動も含め、生徒と働くのにふさわしくない行動をとった、またはとった可能性がある。

このセクションの「申し立て」は、懸念も含みます。上記の危害テストを満たさない申し立ては、以下に示す低レベルの懸念事項の取り扱いに関する学校の手順を用いて処理されるべきです。

もう教えていない教師に対する申し立ては警察に照会されるべきです。虐待の歴史的な（最近のものではない）申し立ては、警察およびLADOに照会されるべきです。児童による最近でない申し立ては、最近でない申し立てに対処するための地方自治体の手順に従って、LADOに報告されます。LADOは児童ソーシャルケアおよび警察と連携します。

当校で児童に関わる職員に対して申し立てがあった場合、LADOに連絡する前に、当校は、申し立てに根拠があるかどうかを判断するために、現地の手続きに沿って基本的な調査を行い、事実を確認します。学校は、LADOまたは最も深刻な場合は警察と事前に相談することなく、申し立ての独自調査を行うべきではありません。

職員に関する申し立てに対処する際、当校は常識と判断を適用し、申し立てに迅速、公正かつ一貫性をもって対処し、申し立て対象者をサポートします。

1. 上記の報告基準を満たすと思われる申し立ては、直ちにDSLに報告すること。申し立てがDSLに報告された場合、DSLは校長に報告する。校長またはDSLが不在の場合、または申し立ての対象者である場合は、学校の経営者に報告する。学校長またはDSLが申し立ての対象者である場合、学校長またはDSLは、理事長、学校経営者、LADOと連絡を取る前に申し立てについて知らされてはならない。ただし、職員は、いかなる懸念や申し立てについてもDSLに相談し、DSLを通して照会することを検討することができる。
2. DSLは、直ちにLADOとその申し立てについて話し合い、申し立ての性質、内容、背景を検討し、警察の関与を含む対応策に合意する。(児童に緊急の危険があると思われる場合、犯罪の可能性がある場合、または緊急事態である場合、DSLは児童の社会的養護および必要に応じて警察に直ちに連絡する。すべての話し合いは文書で記録され、本人および児童の保護者との連絡はすべて合意されなければならない。LADOは、学校の知るところとなり、基準を満たすと思われるすべての申し立て、または警察や児童福祉施設に直接申し立てがあった場合、1営業日以内に報告されなければならない。DSLは、児童が危険にさらされていないことを確認する責任がある。
3. 地域社会の他の子どもたち、または教職員の家族の福祉が懸念される場合、DSLはLADOとその懸念について話し合い、状況のリスクアセスメントを行う。LADOが児童福祉施設に照会する必要がある場合もある。
4. 申し立ての対象者である個人にいつ通知するかは、ケースバイケースで検討され、LADO、および適切であれば警察および／または児童福祉施設の指導を受ける。異議が

ある場合、ケースマネージャーは、申し立ての対象となった本人にできるだけ早く通知し、可能性の高い方針または行動について説明を与えるようにする。校長/DSL は、事件の進捗状況を本人に知らせるために、指名された代理人を任命し、本人にとって適切な他の支援について検討します。

5. 校長/DSL は、申し立てが解決するまでの間、そのケースの状況が当校での子供たちとの接触を一時停止することを正当化するものなのか、それとも代替措置を講じるべきものなのかを慎重に検討する必要がある。教職員を停職処分にする前に、以下の代替措置を検討する必要があります：

- 学校内で配置転換を行い、当該児童と直接接触しないようにする；
- 本人が児童と接触する際に、アシスタントを同席させる；
- 学校内の別の業務に配置転換し、監督なしで児童と接触できないようにする；
- ただし、この決定は、当該児童または生徒の最善の利益となり、児童または生徒の意見を考慮した場合にのみ行われるべきである。これは懲罰ではなく、保護者に相談されたものであることを明確にする、
- 一時的に、その職員を別の場所で別の職務に配置転換する。

これらの選択肢は、停職処分について十分な情報を得た上で決定するための時間を与えるものであるが、これは申し立ての性質によって異なる。

停職は、申し立てが報告されたときに自動的に行われる対応ではない。停職は、当校の児童または他の児童に危害が及ぶ恐れがあると疑われる理由がある場合、または解雇の理由となり得るほど深刻な場合にのみ考慮されるべきである。ケースマネージャーは、停職に関する決定（代替案の検討も含む）を行う際、LADO、WT、KCSIE の意見を十分に考慮する。本人が停職処分を受けた場合、ケースマネージャーは 1 営業日以内にその決定を確認し、学校内の連絡窓口を確実に把握し、連絡先の詳細を提供する。ケースマネージャーはまた、どのような代替案が検討され、なぜそれが却下されたかを含め、停学の根拠と正当性を記録する。

6. 調査中であるにもかかわらず、寮のスタッフが停職処分を受けた場合、寮長/DSL は、生徒たちから離れた代替の宿泊先を手配すべきかどうかを検討する。
7. 今後の進め方について決定するために更なる調査が必要な場合、LADO と校長/DSL は、調査の方法と実施者について協議するものとする。LADO は、適切な調査が実施されるよう、学校に助言と指導を提供する。簡単なケースの場合、調査は通常、学校のシニアスタッフが行うべきである。リソースが不足している場合、または申し立ての性質や複雑さにより調査が必要な場合は、独立した調査官が任命されることがある。

8. ケースマネージャーは、児童福祉施設や警察からの助言に従い、保護者にできるだけ早く報告し、事案の進捗状況について常に情報を提供する。申し立てを受けた教師の特定につながる可能性のある情報の公表には制限があることを、保護者や関係者に周知する。
9. 校長／DSL は、徹底的かつ公正なプロセスで、可能な限り迅速に事案が処理されるよう、事案の進捗状況を監視する。申し立ての調査結果は、それが立証されたものか（立証するのに十分な証拠）、立証されなかったものか（立証するにも反証するにも証拠が不十分）、虚偽のものか（反証するのに十分な証拠）、悪意のあるものか（反証するのに十分な証拠があり、申し立ての対象者を欺いたり危害を加えたりする意図的な行為があった）、根拠のないものか（申し立てられた申し立てを裏付ける証拠や適切な根拠がない場合）を記録する。
10. 審査は、ケースの複雑さに応じて、2 週間または 1 ヶ月の間隔で行われる。最初の審査は、初回審査から 4 週間以内に行われ、その後の審査日程は審査会議で決定される。
11. 校長/DSL は、申し立てが立証され、その人物が解雇された場合、または学校がその人物のサービスを使用しなくなった場合、またはその人物が辞職した場合、またはその人物のサービスを提供しなくなった場合に、ディスクロージャー・アンド・バーリング・サービス（Disclosure and Barring Service）または教育規制機関（Teaching Regulation Agency）に照会すべきかどうかを LADO と協議する。学園は、児童に危害を加えた、または危害を加える危険性のある人物（雇用、契約、ボランティア、生徒を問わず）、またはその教職員がリストアップされた犯罪のいずれかを犯したと信じるに足る理由があり、規制対象活動での就労（有給または無給）から外された、または辞めていなければ外されたであろう人物を、Disclosure and Barring Service に速やかに報告する法的義務がある。さらに、あるいは別の方法として、調査の結果、特に教職員の解雇または解雇前の辞職に至った場合、学校は教職監督庁への照会を検討しなければならない、禁止命令が適切な場合がある（その教師が容認できない職業上の行為、職業に不名誉をもたらす可能性のある行為、または関連する犯罪で有罪判決を受けたことがあるため）。
12. 事案の終了後、校長/DSL は LADO と共に事案の状況を再検討し、今後同様の事案が発生しないよう、学園の保護手続きや慣行に改善すべき点があるかどうかを判断する。申し立てが根拠のないもの、虚偽のもの、悪意のあるもの、または根拠のないものであると結論づけられた場合、校長／DSL（および、LADO が関与している場合は LADO）は事実を検討し、教訓を得ることができるかどうか、また改善が可能かどうかを判断する。

個人が規制対象活動から外された場合、または外されなかったであろう場合（停職、規制対象活動でない業務への再就職、解雇、退職を含む）、その個人が児童および／または成人に関連する行為に関与した場合、および／または児童および／または弱い立場にある成人に関連する危害テストを満たした場合、および／または関連する犯罪で警告を受けたか有罪判決

を受けた場合（申し立てをする権利の有無にかかわらず自動的に禁止）、学園は DBS に照会を行います。

学園には教職員に対する注意義務があり、生徒の福祉が最優先される一方で、学園は調査対象となる成人や、場合によってはその家族に対して適切な福祉支援を提供しなければなりません。また、申し立てが調査または検討されている間、学園は守秘義務を守り、不必要な公表を避けるためにあらゆる妥当な努力を払います。また、通常、他の職員や、調査に直接関与していない児童や保護者と情報を共有することはありません。

最初の話し合いがそれ以上の措置をとらないことにつながる場合、ケースマネージャーと LADO は、その決定とその正当性を記録し、どのような情報を、誰が、当該個人に書面で伝えるべきかについて合意すべきです。

悪意がある、または虚偽であると判断された申し立ては、本人が情報の保持に同意しない限り、個人の人事記録から削除されます。それ以外のすべての状況においては、KCSIE に従い、決定を文書で記録し、個人の人事ファイルに保管します。ファイルに保管される情報には、申し立ての明確かつ包括的な要約、申し立てがどのようにフォローアップされ解決されたかの詳細、取られた措置、到達した決定、結果のメモ、および今後の参照において情報が参照されるかどうかの宣言が含まれます。すべての記録は、被申し立て人が年金受給年齢に達するまで、または申し立てがあった日から 10 年間のいずれか長い方の期間、保管されるべきです。より長く保管する必要がある場合には、保管期間終了時に記録を見直すべきです。

虚偽、証拠立てられない、根拠のない、または悪意があると証明された申し立ては、雇用者の推薦状には含まれません。申し立てが故意にでっち上げられたものであったり、悪意があることが判明した場合、DSL は児童および/または申し立てをした人が助けを必要としているか、あるいは他の誰かから虐待を受けている可能性があり、これは助けを求める叫びであるかどうかを検討する必要があります。このような場合、児童福祉施設への照会が適切です。通報が意図的な捏造や悪意あるものであることが判明した場合、校長は学園の行動方針に従い、通報した生徒に対する懲戒処分が適切かどうか検討します。

虐待の懸念や申し立てがあるすべてのケースにおいて、学園はチャリティ委員会（Charity Commission）のガイドラインが適切と判断した場合、チャリティ委員会に重大インシデント報告を行います。

派遣教員および請負業者の管理と申し立てに関する手順

上記の職員に対する申し立てを管理するための学園の手続きは、学園に直接雇用されていない職員、例えば、雇用代理店や企業（以下「代理店」）が提供する派遣教員にも適用されます。通常、学園が主導権を握りますが、派遣会社は（独自の方針と手順を持っているため）

全面的に関与し、LADO、警察、および／または児童福祉施設からの調査に協力する必要があります。

いかなる状況においても、学園は、事実を確認し、適切な結果を決定するために LADO と連絡を取ることなく、保護上の懸念により、派遣教員の雇用を中止することを決定することはありません。学園は、派遣教師が複数の学校にまたがって勤務している場合、人材紹介会社（または派遣会社）と、調査を実施する間、派遣教師を一時停止することが適切かどうか、または学園の別の部署に配置転換することが適切かどうかを話し合います。

学園は、調査を受ける派遣教員に、労働組合の代表者がいる場合はその代表者に、また同僚に連絡を取り、サポートを受けるように助言します。LADO によってしばしば手配される申し立て管理会議は、情報共有のような問題を扱うべきであり、人材紹介会社が知っている過去の懸念や申し立てが調査中に学校によって考慮されるようにします。

斡旋会社を利用する場合、学校は斡旋機関に申し立て管理のプロセスを通知する必要がありますが、人材紹介会社の方針と人事供給者として DBS に照会する義務も考慮する必要があります。これには、人材紹介会社の人事マネージャーまたはそれに相当する人物を会議に招き、人材紹介会社の方針に関する情報を常に最新の状態に保つことが含まれます。

人材紹介会社が重大な不祥事を理由に教員を解雇またはその雇用を停止した場合、あるいはその教員が先に当校を退職していなければ解雇またはその雇用を停止していた可能性がある場合、学園は（Teaching Regulation Agency を経由して）国務長官にその件を照会するかどうかを検討しなければなりません。

学校施設を利用する組織または個人に関する保護上の懸念および申し立てへの対応

学園は、個人または組織（例えば、コミュニティグループ、スポーツ協会、または課外活動を運営するサービスプロバイダーなど）が、生徒および／または社会的弱者のための活動を実施する目的で学園の敷地を使用していたときに起こった事件に関する申し立て、または懸念を受け取ることがあります。保護に関する申し立てと同様に、学校は LADO への報告を含め、保護方針と手続きに従います。

学園でのサービスや活動が、学園職員の直接の監督や管理の下で提供される場合、保護に関する懸念や申し立てに関しては、本方針が適用されます。サービスや活動が学園の直接の監督や管理下でない場合、学園は、個人または団体が適切な保護方針と児童保護手続きを持っていることを確認し（学校は必要に応じてこれらを検査します）、適切な場合には、提供者がこれらの事柄について学園と連絡を取るための取り決めがあることを確認します。学園は、適切な場合、提供者が DfE のガイダンス「放課後クラブ、地域活動、授業（提供者のための保護ガイダンス）」（2023 年 9 月）に完全に従うことを期待し、この点について保証を求めます。

学園では、学園外での活動のために校内を使用する際の取り決めを行っており、その中には、DSL（統括責任者）の有無や連絡方法も含まれています。

懸念や申し立てへの対応 (危害の閾値を満たさないもの)

低レベルの懸念とは、学園で働く、または当校のために働く成人が、以下のような行動をとった可能性があるという懸念です：

- 業務外の不適切な行為を含め、職員の行動規範と矛盾している。
- 申し立ての閾値を満たしていない、または LADO への付託を検討するほど深刻ではないと考えられるもの。

「低レベル」の懸念は、取るに足らないという意味ではありません。懸念は、たとえそれが不安感や「しつこい疑念」を与える以上のものでなかったとしても、どんなに小さなものであっても、低レベルの懸念となり得ます。このような行動は、不注意や軽率な行動、不適切に見えても特定の状況下ではそうではない行動、最終的に虐待を可能にすることを意図した行動（例えば、グルーミング型の行動）まで、幅広い範囲に存在する可能性があります。

学園は、セーフガードに関するすべての懸念を真摯に受け止め、学園の価値観と職員に期待される行動が常に実践され、監視され、全職員によって強化されるような、オープン、信頼、透明性の文化を創造し、定着させるためには、低レベルの懸念であっても対処することが重要であると認識しています。

学園の行動報奨と制裁に関する方針は、方針フォルダーにあります。この方針の目的は、生徒や職員が危害を加えられたり、生徒に危害の申し立てがなされたりする危険性がないよう、職員の適切な行動や言動の基準について明確なガイダンスを提供することです。すべてのスタッフは、常にこの方針に含まれる基準を遵守することが求められます。

このような懸念事項を内密に共有するための手続きは、「低レベルの懸念事項に関する方針」に定められています。すべての低レベルの懸念事項に関して、最終的な意思決定者は校長です。

職員はすべての懸念を遅滞なく校長と共有し、記録し、適切、繊細、かつ適切な方法で適時に対処できるようにしなければなりません。校長に関する低レベルの懸念が生じた場合は、理事長に報告します。

職員はまた、誤解されるような状況に陥った場合、他者から危うく見える可能性がある場合、および／または期待される職業的水準を下回ると見なされるような行動をとってしまったと反省した場合、自己申告することが奨励されます。すべての懸念は慎重に扱われ、適切かつ適切に対処されます。

第三者から懸念が提起された場合、校長は懸念を提起した人物（判明している場合）、関係者、目撃者から話を聞き、可能な限りの証拠を収集します。懸念は、本方針に従い、通常の方法で記録されます。

学園は、専門家としてあるまじき行為に早期に対処し、本人がそれを是正できるようサポートします。

低レベルの懸念事項はすべて文書で記録されます。記録には、懸念の詳細、懸念が生じた背景、取られた措置の詳細が含まれる。匿名を希望しない限り、報告者の氏名も記載されなければなりません。記録は機密保持され、常にデータ保護法 2018 および英国 GDPR を遵守して安全に保管されます。情報は、10 年間または本人が退職するまで、いずれか長い方の期間保存されます。

低レベルの懸念事項は、例えば不正行為や業績不振など、通常であれば開示される問題に関連する場合を除き、推薦には含めません。

学園はまた、報告された懸念事項を振り返り、懸念事項のパターン、容認できない文化を示す不適切な行動の問題点、あるいは追加研修や方針の修正が必要となるような学校の保護システムの弱点を特定します。パターンが特定された場合、学校は懲戒手続きを通じて、またはパターンが懸念から危害の閾値を満たすようになった場合、上記の手続きに従い、問題を LADO に照会して、対処方針を決定します。

低レベルの懸念が人材派遣会社または請負業者に雇用された者に関連する場合、不適切な行動の潜在的なパターンを特定できるように、懸念について個人の雇用主に通知されます。

低レベルの懸念が実際に危害の閾値に該当するかどうか、学校側に疑問がある場合、校長は LADO と協議し、より協力的な意思決定アプローチを取ります。

より安全な採用

当校は、生徒の安全を守り、生徒の福祉を推進する風土を作るため、より安全な採用プロセスに取り組んでおり、その一方で、生徒と働くのに不適切な人物が学園に応募したり、雇用やボランティアの機会を確保したりすることを阻止・防止しています。

非常勤職員、臨時職員、派遣職員、音楽家やスポーツのコーチなどの客員職員を含む学園の教職員は、就労に先立ち、就労資格の確認、（必要であれば）海外での追加検査、身元確認、推薦状の作成、職歴の確認、医学的な適性の確認など、必要な児童保護の法定検査を受けます。ほとんどの場合、「禁制リスト」情報を含む強化 DBS チェックが適切です。DBS 証明書は、任命前または任命後可能な限り速やかに候補者から取得します。あるいは、応募者が DBS 更新サービスに加入し、許可を得た場合、当校は DBS 更新サービスを通じてオンラインで更新チェックを行うこともあります。

生徒や青少年と関わる教職員の適性をチェックするための学園の安全な採用手順の詳細は、学園の「雇用に関する際の方針」に記載されています。

学園は、教職員または生徒自身が招聘した講演者が適切かつ適切に監督されていることを確認するためのプロトコルを定めています。

学校敷地内に立ち入る業者の管理に関する学校の方針は、方針フォルダにあります。

児童保護の管理

当校の DSL はディーン・シンプソンであり、リーダーシップ・チームのメンバーです。

谷地館和賀子は DDSL であり、DSL 不在時の報告先でもあります。これにより、常に必要な役割のカバーが確保されています。

DSL と DDSL の連絡先は、本ポリシーの冒頭にある「主な連絡先」のページに記載されています。

DSL の役割は、学園における保護と児童保護に関する事柄の主導的な責任を負うことです。DSL の責任は、学園内の保護に関する概観を維持し、地元の法定機関との連絡ルートを開き、必要に応じて第三者（地元当局の児童サービス、DBS、チャンネル、警察を含む）に事件を照会し、教職員が保護義務を遂行するのを支援し、学園の方針と手順が実際に有効であるかを監視することです。また、DSL はオンライン上の安全性についても主導的な責任を負い、学園が導入しているフィルタリングや監視システム、プロセスを理解します。DSL は、理事や経営者と協力し、当校の児童保護および保護方針を見直し、更新します。

年度内の転校を含め、生徒が学園を離れる場合、DDSL は、できるだけ早く、年度内転校の場合は5日以内、新学期開始の場合は最初の5日以内に、児童保護ファイルが転校先の学校に（主な生徒のファイルとは別に）転送されるようにします。DSL は安全な輸送を確保し、受領の確認を取ります。児童保護ファイルに加え、DSL は、転校先の学校が生徒を保護し、その生徒が学校で成長できるよう、適切なサポートを提供するために、転校先の学校と生徒が転校する前に、追加情報を共有することが適切かどうかを検討する必要があります。

DSL は、定期的に福祉と保護に関する学園の慣行と自分自身の懸念を見直します。これには、福祉や保護に関する懸念事項を DSL に報告する、あるいは、対応がない場合は、地域の児童サービスに直接報告する、という全職員の個人的かつ専門的な義務も含まれます。

学期中、DSL は学園の時間内であれば、セーフガードに関する心配事についていつでも相談に応じます。DSL が直接対応できない場合は、携帯電話や電子メールで連絡することができます。また、学校時間外や学期外の活動にも対応します。

DSL は、3 つの保護パートナーと連絡を取り合い、WT (*Working Together to Safeguard Children*) に沿って他の機関と協力します。「NPCC When to call the police」は、DSL が警察への通報を検討すべき時期や、通報した場合に予想されることを理解するのに役立ちます。学園は、警察の捜査について質問があれば、警察に尋ねます。DSL はまた、保護上の懸念が精神衛生に関連する場合、シニア精神衛生責任者 (*senior mental health lead*)、および可能であれば精神衛生支援チームと連絡を取る責任を負います。DSL は、性的暴力やセクシュアル・ハラスメントに巻き込まれたすべての子どもたちを支援するために、どのような地域の専門家による支援が利用可能であるかについて確信を持っている必要があります、また、必要なときにこの支援にアクセスする方法について確信を持っている必要があります。

校長は、特に虐待やネグレクトが疑われるケースの紹介など、採用されている方針と手順が理解され、全職員によって遵守されることを保証する必要があります。また、理事は、職員が保護に関して能力を持ち、サポートされ、定期的に見直されることを保証する最終的な責任がありますが、保護と児童保護の最終的な主導的責任はDSLにあり、この責任を委任すべきではありません。

DSL の役割の詳細は、KCSIE の付属書 C に記載されています。

研修

研修は、LSCE(Local Safeguarding Children Executive)の助言に沿って行われます。

全教職員

すべての新しいスタッフには、以下を含む導入研修が提供される：

- 児童保護と保護方針（児童対児童の虐待に対処する方針と手順を含む）；
- DSL の役割と身元；
- 行動管理方針（ネットいじめ、偏見に基づくいじめ、差別的ないじめを含むいじめ防止策を含む）；
- 学校の内部告発手続き、許容されるテクノロジーの使用方針、ソーシャルメディアの使用を含む職員と生徒の関係やコミュニケーションを含む職員の行動方針または行動規範；
- 特に欠席を繰り返したり、長期に渡って欠席している児童や、教育を受けられない児童に対する保護上の対応；
- フィルタリングとモニタリングに関する期待、適用される役割と責任についての理解を含む、オンライン安全方針；
- 少なくとも KCSIE のパート 1 のコピー、または児童と直接関わらない職員の場合は、付属書 A。

- また、学校指導者および生徒と直接関わる職員は、KCSIE の付属書 B（および KCSIE のパート 5）を読むことが求められる。

上記の文書のコピーは、入校時に全スタッフに提供されます。

臨時職員とボランティアには、児童保護トレーニングが提供されます。

また、全スタッフには以下が要求されます：

- 少なくとも KCSIE のパート 1（または、子どもと直接関わらないスタッフの場合は、付属書 A）を読み、それを確認すること。KCSIE のパート 1 が教育省により更新されるたびに、職員は更新版を読むことが求められる。
- LSCE の助言に従い、定期的に保護と児童保護の研修を受ける。研修には、オンラインの安全性（フィルタリングと監視に関する期待、適用される役割と責任を含む）、有害な性的行動（児童対児童の性的暴力とハラスメントを含む）が含まれる。また、すべての職員がテロに巻き込まれる危険のある子どもを特定する知識と自信を持ち、過激な思想に異議を唱えることができるようにし、子どもや若者にさらなる支援を紹介する方法を知ること、職員が適切に懸念を表明できるようにするための予防意識向上研修も含まれる。
- 少なくとも年 1 回、定期的な非公式の更新を受け、オンラインを含め、効果的に子どもを保護するための関連スキルや知識を身につける。当校では、電子メール、電子ニュースレター、職員会議などを通じて、このような最新情報を提供する。

経営者は、1998年人権法（HRA）、2010年平等法、2018年データ保護法、英国GDPR、および地域の複数機関による保護取り決めに基づく義務を認識しています。1998年人権法に基づき、学校が欧州人権条約（ECHR）条約と両立しない方法で行動することは違法です。性的な性質を含むハラスメント、暴力、虐待を受けることは、欧州人権条約（ECHR）条約に定められた条約に違反する可能性があります。2018年データ保護法と英国GDPRは、組織と個人に対し、個人情報をもとに公正かつ合法的に処理し、保有する情報を安全かつセキュアに保つ義務を課しています。

DSL

DSLは、少なくとも2年ごとに児童保護に関する最新の研修を受け、その役割を遂行するために必要な知識と技能を身につけます。これには、地域の関係機関間の作業手順、児童保護ケース会議への参加、ニーズのある生徒の支援、過激化の影響を受けやすい生徒の特定、記録の保存、生徒の声に耳を傾ける文化の促進、予防義務と有害な性的行動に対するLSCEのアプローチに関する研修などが含まれます。DSL に必要な研修内容の詳細は、KCSIE の付属文書 C に記載されています。

正式なトレーニングに加え、DSLの知識とスキルは少なくとも年1回更新され、DSLの役割に関連するいかなる進展にも対応できるようになっています。特に、学校はDSLが生徒の意見を理解するための知識とスキルを向上させるようサポートし、生徒の意見に耳を傾け、生徒の希望に配慮することを奨励します。

DDSLはDSLと同じレベルの訓練を受けます。

方針と手順の見直しの取り決めを含む、保護活動の監督

学園は、保護活動を見直す義務を日常的な関心事と考えています。学園の児童保護と保護方針の見直しは、少なくとも年1回行われ、手順の更新とその有効性、そして教訓を含む実施状況の見直しが行われます。学園は、保護責任者を含むスタッフの専門知識を活用し、当校の保護体制と方針を策定しています。

学園の保護方針と手順は、職員、生徒、保護者、養護者にとって透明性があり、明確で、理解しやすいものでなければなりません。

職員に対して立証された申し立てがあった場合、当校はLADOと協力し、今後同じような出来事を防ぐために、当校の手順や慣行に改善すべき点があるかどうかを判断します。

その他の保護責任を果たすための学校の取り決め 生徒たちに安全を守る方法を教える

校長は、カリキュラムやPSHE（保健体育）を通して、ネット上の安全も含めた保護について全生徒に教えることで、子供たちが学校内外で自分の行動を調整し、過激化に対するリスクも含め、レジリエンス（回復力）を養うことができるようにします。これには、電子機器やインターネットの安全な使い方や、インターネットやソーシャルメディアを使って他の人々、特に子どもや若者、社会的弱者をいじめたり、手なずけたり、虐待したり、過激化させたりする大人や若者がもたらすリスクについて生徒に教えることも含まれます。学園は、「一人一人に合った」アプローチがすべての生徒に適切であるとは限らず、より弱い立場の生徒や虐待の被害者、一部のSENDの生徒に対しては、より個人的な、あるいは状況に応じたアプローチが必要であることを認識しています。

インターネットの安全性（生徒たちが家庭でインターネットを利用する場合を含む）は、当校のICTカリキュラムの不可欠な部分であり、PSHEと人間関係と性教育にも組み込まれています。

フィルタリングとモニタリング

学園では、学園の IT システムを利用する際、有害で不適切な可能性のあるオンラインコンテンツから生徒たちを守るため、適切なフィルタリングとモニタリングシステムを導入しています。

このようなシステムは、生徒がオンラインで違法、不適切または有害なものにさらされるリスクを低減すること（コンテンツリスク）、生徒が商業広告やグルーミングを含む有害なオンライン交流にさらされるリスクを低減すること（接触リスク）、オンラインギャンブル、フィッシング、金融詐欺などのオンラインリスクへのアクセスを制限すること（商業リスク）、および生徒が危害を受ける可能性を高めたり、危害を引き起こす可能性のあるオンライン行動（露骨な画像の作成、送受信など）の管理を支援することを目的としています。しかし、学園は、生徒が携帯電話ネットワーク（3G、4G、5G など）を介してインターネットに無制限かつ無制限にアクセスできることを認識しています。これは、生徒が同意の上または同意の上でなく、わいせつな画像を共有したり、携帯電話やスマートテクノロジーを介して仲間に性的嫌がらせをしたり、ポルノやその他の有害なコンテンツを学校にしながら発見されずに閲覧・共有したりする可能性があることを意味します。

学園は、DfE の「学校のためのフィルタリングとモニタリングの基準」を遵守するために、以下のような取り組みを行っています：

- フィルタリングおよびモニタリングシステムを管理する役割と責任を特定し、割り当てること。
- 少なくとも年 1 回、フィルタリングとモニタリングの規定を見直すこと。
- 授業や学習に不当な影響を与えることなく、有害で不適切なコンテンツをブロックすること。
- 当校の保護ニーズを満たす効果的な監視戦略を実施すること。

学園のフィルタリングとモニタリング体制は、学園のシステムを通してインターネットにアクセスする際、テロリストや過激派を含む有害で不適切なコンテンツから生徒が安全に保護されることを保証するものです。

学園は保護者と連絡を取り合い、子供たちが安全にインターネットを利用することの重要性と、学園がフィルタリングとモニタリングのために使用しているシステムについて説明します。保護者は、遠隔学習において、どのようなサイトにアクセスするのか、学園の誰とオンライン上でやりとりするのかなど、生徒たちがオンラインで何をするよう求められているのかを知ることができます。

人間関係教育および／または性教育（以下「RSE」という。）

人間関係教育および／または RSE は、2020 年 9 月より義務教育として実施されますが、義務教育開始後 1 年間は、学園がその義務をどのように果たすかを柔軟に決定することができます。

す。学園は、予防教育が最も効果的であるのは、子供たちが現代英国での生活に備え、性差別、女性嫌悪／ミサンドリー、同性愛嫌悪、バイフォビア、性的暴力／ハラスメントを容認しない風土を作る学校全体のアプローチであると理解しています。

学園は、人間関係教育を決定し指導する際に、DfE の法定ガイダンスである人間関係教育、性教育（RSE）、健康教育を考慮します。

人間関係教育は、学園の PSHE プログラムの一部を構成します。

保護された子供たち

ジェネラルマネージャーは、地元当局に保護されている生徒の安全を守るために必要なスキル、知識、理解を職員が持つことを保証します。

栗木るえ子は、彼らの福祉と進歩に責任を持つ指定スタッフです。学園は、指定されたスタッフがその役割を遂行するために適切な研修を受けることを保証します。

訪問講演者の手配

学園には、来校する講演者が適切な監督を受け、適切な人物であることを保証するための明確な手順があります。学園の生徒に対する責任は、生徒が受け取った情報の価値を批判的に評価し、その情報が当校の理念や価値観、英国の価値観に沿ったものであることを確認することです。

学園は、来校講演者の出席を許可する前に、その適切性を評価する必要があります。この際、状況に応じて適切と思われる審査要件を検討します。

訪問講演者は、適切な場合、そのセッションが民主主義、法の支配、個人の自由、異なる信仰や信条を持つ人々に対する相互尊重と寛容という英国の価値観を積極的に促進し、いかなる場合もこれらを損なうものであってはならないことを理解することが求められます。場合によっては、学園はセッションが提供される前に、訪問講演者のプレゼンテーションのコピーや映像のコピーを要求することがあります。

学校敷地内では、訪問講演者は学園の教職員によって監督されます。また、学園は、データ保護方針に従い、来校後援者の正式な登録簿を保持するものとします。

学校外活動のための学校施設の使用に関する取り決め

学園でのサービスや活動が、学園スタッフの直接の監督や管理の下で提供される場合、保護に関する懸念や申し立てに関しては、本方針が適用されます。

サービスや活動が学園の直接の監督や管理下でない場合、学園は、個人または団体が適切な保護方針と児童保護手続きを実施していることを確認し（学園は必要に応じてこれを検査し

ます）、適切な場合には、提供者がこれらの事柄について学園と連絡を取るための取り決めがあることを確認します。これは、これらのサービスや活動に参加する生徒が学校に在籍する生徒であるか否かにかかわらず適用されます。

学園は、校舎が使用されている間、学園であるか学園以外の活動であるかに関わらず、また、参加する生徒が学園に在籍しているかどうかに関わらず、DSL が常に連絡を取り、または対応できるようにします。

学園は、校舎を使用するための契約（リースやレンタル契約など）の中に、校舎を使用・占有するための条件として、保護に関する要件が含まれていることを確認し、提供者がこれを守らなかった場合は、契約を解除します。

学園は、学園外における生徒の安全確保について検討する際、DFE の非法定ガイダンス「**Keeping children safe in out-of-school settings**」（2022 年 4 月）および「**After school clubs, community activities, and tuition (safeguarding guidance for providers)**」（2023 年 9 月）を考慮します。

付録 1 虐待の兆候と種類

すべての教職員は、虐待、ネグレクト、保護問題が単独で起こることは稀であり、一つの定義やレッテルだけではカバーできないことを認識する必要があります。ほとんどの場合、複数の問題が重なり合っているため、教職員は常に注意を払い、懸念がある場合は必ず保護責任者に申し出ます。

すべての教職員は、セーフガードに関わる事件や行動は、学園外の要因に関連している可能性があること、また、学園外の環境で子どもたちの間で起こる可能性があることを認識する必要があります。すべての教職員、特に DSL は、子どもたちが家族以外の状況で虐待や搾取の危険にさらされていないかどうかを考慮する必要があります。家庭外での危害は様々な形をとり、生徒たちは性的虐待（ハラスメントや搾取を含む）、親密な関係における家庭内虐待（10 代の人間関係の虐待）、犯罪的搾取、深刻な青少年の暴力、郡境界線、急進化など、複数の危害に対して脆弱である可能性があります（ただし、これらに限定されるものではありません）。

すべての教職員は、セーフガードとウェルビーイングの多くの問題において、テクノロジーが重要な要素であることを認識し、子どもたちが対面だけでなく、オンライン上でも虐待の危険にさらされていることを認識する必要があります。多くの場合、虐待はオンラインと日常生活の中で同時に行われます。これは、虐待、ハラスメント、女性差別的／男性差別的なメッセージ、わいせつな画像の非同意での共有、特にチャットグループでの共有、虐待画像やポルノグラフィーを、そのようなコンテンツを受け取りたくない人に共有するなどの形をとることがあります。

どのような場合でも、職員が確信を持ってない場合は、必ず DSL に相談すること

身体的虐待：殴る、揺さぶる、投げる、毒を盛る、燃やす、やけどを負わせる、溺れさせる、窒息させる、その他（体罰を含む）子どもに身体的危害を与える虐待の一形態。身体的危害は、親または養育者が子どもの症状をでっち上げたり、故意に病気を誘発したりする場合にも引き起こされることがあります。

情緒的虐待：子どもの情緒的発達に深刻な悪影響を及ぼすような、子どもへの持続的な情緒的虐待。子どもが無価値であるとか、愛されていないとか、不十分であるとか、他人の必要を満たす限りにおいてのみ評価されるということを子どもに伝えることが含まれます。子どもに自分の意見を言う機会を与えなかったり、意図的に黙らせたり、子どもの発言やコミュニケーション方法を「からかう」ことも含まれる。年齢や発達に不適切な期待を子どもに押し付けることもあります。これには、子どもの発達能力を超えたやりとりや、過保護、探索や学習の制限、子どもが通常の社会的交流に参加することを妨げることなどが含まれる。他者への不当な扱いを見聞きすることもある。深刻ないじめ（ネットいじめを含む）、子どもに頻繁に恐怖や危険を感じさせること、子どもを搾取したり墮落させたりすることが含まれる。

る場合もあります。精神的虐待は、単独で起こる場合もあるが、すべてのタイプの子どもへの虐待に、あるレベルが関与しています。

性的虐待：必ずしも暴力を伴わないが、児童や青少年に性的な行為を強要したり、そそのかしたりすること。性行為には、挿入による暴行（レイプやオーラルセックスなど）を含む身体的接触や、自慰、キス、こすりつけ、衣服の外からの接触など、挿入以外の行為が含まれます。また、性的な画像を見たり、作ったりすること、性的な行為を見たりすること、性的に不適切な行動をとるよう子どもに促すこと、虐待の準備のために子どもをグルーミングすること（インターネットを含む）など、接触以外の行為も含まれます。性的虐待は成人男性だけが行うものではありません。性的虐待には、性的暴力やセクシュアル・ハラスメント（下記参照）も含まれ、これは性別に関係なく 2 人の子どもの間で起こりうる（子ども同士の虐待としても知られる）。性的虐待はまた、性的暴力とセクシュアル・ハラスメント（下記参照）を含み、これは男女を問わず 2 人の子どもの間で起こりえます（子ども対子どもの虐待としても知られている）。性的暴力は、レイプ、性的暴行、挿入による暴行など、**2003 年性犯罪法**に基づく性的犯罪です。学園は、性的暴行は非常に広範な行為に及ぶため、同意なしにキスをしたり、同意なしに下半身や胸、性器に触れたりする行為一つをとっても、性的暴行に該当する可能性があることを認識しておく必要があります。

セクシュアルハラスメント：オンライン、オフライン、学園内外を問わず起こりうる「性的な性質を持つ望まない行為」。セクシュアル・ハラスメントは、子どもの尊厳を侵害し、威嚇され、尊厳を傷つけられ、屈辱を感じさせ、敵対的、攻撃的、性的な環境を作り出す可能性が高いです。セクシュアル・ハラスメントには、性的な話をする、淫らな発言をする、服装や外見について性的な発言をする、性的な名前を呼ぶなどの性的な発言、性的な「冗談」や嘲笑、故意に誰かにブラシをかける、誰かの服装を妨害するなどの身体的な行動が含まれる；オンライン・セクシュアル・ハラスメントには、性的な画像や動画の共有（ヌード／セミヌードの共有、セクスティングと呼ばれることが多い-下記参照）、ソーシャルメディア上での不適切な性的発言、搾取、強要、脅迫などが含まれる。オンライン・セクシュアル・ハラスメントは、単独の場合もあれば、より広範なセクシュアル・ハラスメントおよび／または性的暴力のパターンの一部である場合もあります。

性的暴力：**2003 年性犯罪法（Sexual Offences Act 2003）**に基づく性犯罪を指し、レイプ、挿入による暴行、性的暴行、および／または同意なしに性行為に従事させることを含みます。性行為への同意は、ある種類の性行為には与えられるが、他の性行為には与えられない場合や、コンドームの着用などの条件付きで挿入される場合があります。同意は、性行為中いつでも、また性行為が行われるたびに撤回することができます。**13 歳未満**の子どもは、いかなる性行為にも同意することはできません。同意の年齢は **16 歳**であり、同意のない性交渉はレイプです。

子ども同士の性的暴力および／またはハラスメント；性的暴力とセクシュアル・ハラスメント（上記で定義）は、初等教育から中等教育、そして大学に至るまで、年齢と性別を問わ

ず2人の子どもの間で起こります。また、集団の子どもが一人の子どもや集団に性的暴行を加えたり、セクシュアル・ハラスメントを行ったりすることもあります。性的暴力やハラスメントの被害者になるのは女兒である可能性が高く、加害者になるのは男児である可能性が高いです。しかし、性別を問わず、子どもたちの間で起こる可能性があります。性的暴力とセクシュアル・ハラスメントは連続的に存在し、重なり合うこともあります。オンラインでも対面でも（身体的にも言葉でも）起こりうるものであり、決して許されるものではありません。性的暴力やセクシュアル・ハラスメントの被害者となった子どもたちは、それがどこで起ころうとも、その体験にストレスや苦痛を感じる可能性が高いです。加害者とされる子どもたちが同じ学校や大学に通っている場合、このことは子どもたちの教育達成に悪影響を及ぼし、さらに悪化するでしょう。

有害な性的行動：問題のある、虐待的で暴力的な性的行動は、発達上不適切であり、発達障害を引き起こす可能性があります。有用な包括的用語は「有害な性的行動」です。有害な性的行動は、オンラインおよび／または対面において起こりうるものであり、両者の間で同時に起こることもあります。子ども同士の性的行動は、子どもの一方がかなり年上である場合、特に2歳以上の年齢差がある場合、あるいは子どもの一方が思春期前でもう一方がそうでない場合、有害と見なされる可能性があります。しかし、年下の子どものが年上の子どものを虐待することもあります。特に、年上の子どものに力がある場合、例えば年上の子どものに障害があったり、背が小さかったりする場合があります。

ヌードおよび／またはセミヌードの共有：18歳未満の青少年がヌードまたはセミヌードの画像、動画、ライブストリームをオンラインで送信または投稿すること。これは、ソーシャルメディア、ゲームプラットフォーム、チャットアプリ、フォーラムなどを介して行われる可能性があります。また、AppleのAirDropのようなオフラインで動作するサービスを介してデバイス間で共有することもあります。ヌードやセミヌードの共有は、オンライン上で、1対1のメッセージングで、あるいはグループチャットやクローズドなソーシャルメディアアカウントを介して公に行われることがあり、複数の子どもや若者の画像や映像が含まれることもあります。

子どもや若者が使う別の言葉には、卑猥なものがあり、大人や専門家が「青少年が作った／関与した性的画像」、「わいせつ画像」、「画像に基づく性的虐待」、「セクスティング」などと呼ぶこともあります。

- 児童や青少年がヌードやセミヌードをネット上で見つけ、仲間のものだと偽って共有する；
- 児童や青少年が、ネット上に存在するヌード画像に青少年の画像をデジタル操作する；
- 作成または共有された画像が、例えば画像をオンラインで販売したり、公に恥をかかせるために同意なしに画像を入手したりして、広く共有するなど、仲間を虐待するために使用される。

このため、事件は「加重」または「実験的」に分類される。DDCMS / UKIS のガイダンス「ヌードおよびセミヌードの共有：児童・青少年を扱う教育現場への助言」には、事件の分類と、それぞれがどのように扱われるべきかが示されています。

アップスカーティング（盗撮、のぞき見）：犯罪行為であり、一般的には、性的満足を得るため、あるいは被害者に屈辱感、苦痛、警戒感を与えるために、（下着の有無にかかわらず）性器や臀部を見る目的で、相手の許可および／または知識なしに人の衣服の下（必ずしもスカートでなくてもよい）を撮影することを含みます。性別を問わず、誰でも被害者になる可能性があります。

ネグレクト：子どもの基本的な身体的および／または心理的ニーズを満たすことが持続的に行われず、子どもの健康または発達に深刻な障害をもたらす可能性が高いこと。ネグレクトは、母親の薬物乱用の結果として妊娠中に起こることがあります。子どもが生まれると、ネグレクトは、親または養育者が適切な衣食住の提供（家庭からの排除または放棄を含む）、身体的・精神的危害または危険からの子どもの保護、適切な監督の確保（不適切な養育者の利用を含む）、適切な医療または治療へのアクセスの確保を怠ることを含む場合があります。また、子どもの基本的な情緒的欲求を無視したり、それに対して無反応であることも含まれます。

深刻な暴力：子どもたちが深刻な暴力犯罪に巻き込まれる、あるいは巻き込まれる危険性があることを示す指標としては、欠席の増加、年上の個人やグループとの交友関係や関係の変化、成績の著しい低下、自傷行為の兆候や健康状態の著しい変化、暴行や原因不明の傷害の兆候などがあります。原因不明の贈り物や新しい持ち物は、子どもたちが犯罪ネットワークやギャングに関係する人物に接触されたり、その人物と関わったりしており、犯罪的搾取の危険にさらされていることを示している可能性もあります。すべての教職員は、深刻な暴力に巻き込まれる可能性を高める関連するリスク（例えば、男性であること、学校を頻繁に休んでいること、学校から永久に排除されていること、児童虐待の経験があること、犯罪に関与したことがあること）を認識し、これらを管理するための対策を理解する必要があります。

具体的な保護問題：薬物摂取、アルコール乱用、不登校、セクスティングに関連する行動は、子どもたちを危険にさらします。セーフガードの問題は、親密なパートナー関係における虐待、いじめ（ネットいじめを含む）、ジェンダーに基づく暴力／性的暴行、セクスティング、盗撮・のぞき見など、子ども対子どもの虐待によって現れることもあります。セーフガードの問題は、例えば、子どもが何度も、あるいは長期にわたって欠席すること、教育現場から子どもがいなくなることで、子どもの性的搾取、家庭内暴力、でっち上げられた、あるいは誘発された病気、信仰による虐待（家族からの追放を含む）、女性性器切除、強制結婚、ギャングと若者の暴力、ジェンダーに基づく暴力／女性と女兒に対する暴力、憎しみ、メンタルヘルス、過激化の防止、人間関係の虐待、セクスティング、ヌードやセミヌードの同意の上、あるいは同意の上ではない共有、人身売買などとも関連することがあります。

児童の性的搾取（CSE）： CSE は、児童性的虐待（上記参照）の一形態であり、個人または集団が、力の不均衡を利用して、（a）被害者が必要とするもの、または欲するもの（例えば、金銭、贈り物、愛情など）と引き換えに、および／または（b）加害者または助長者の経済的利益や地位向上のために、児童を強制したり、操ったり、欺いたりすることで発生する。年齢が最も明らかかもしれませんが、このような力の不均衡は、性別、性的アイデンティティ、認知能力、体力、地位、経済的資源やその他の資源へのアクセスなど、他のさまざまな要因による場合もあります。

性行為が合意のもとに行われたように見えても、被害者は性的搾取を受けている可能性があります。CSE は、必ずしも肉体的な接触を伴うとは限らず、テクノロジーを利用して起こることもあります。CSE は、性行為を強要された 18 歳未満（法的に性行為に同意できる 16 歳および 17 歳を含む）の人（男女を問わない）に影響を及ぼす可能性があります。性行為には、接触的な性行為（挿入行為と非挿入行為）と非接触的な性行為の両方が含まれ、児童や青少年が直接知らないうちに行われることもあります（例えば、児童や青少年が作成したビデオや画像を他人がコピーしてソーシャルメディアに投稿するなど）。子どもによっては、自分が搾取されていることに気づかない場合があります（純粋な恋愛関係にあると信じている場合など）。

CSE は、単発の場合もあれば、長期にわたる一連の場合もあり、日和見的なものから複雑な組織的虐待まで様々であります。CSE は、強制的及び／又は誘引に基づく遵守方法を伴うことがあり、暴力又は暴力の脅威を伴うことも、伴わないこともあります。

以下の CCE 指標は、CSE の指標にもなり得ます：

- 年上のボーイフレンドやガールフレンドがいる子どもたち。
- 性感染症にかかったり、予想される性的発達を超えた性行動を示したり、妊娠したりする子どもたち。

DfE はこれに関するガイダンス「**Child sexual exploitation: guide for practitioners**（子どもの性的搾取：実践者のための指針）」を公表しています。

CSE は単独で発生することもあれば、CCE や郡境、他の形態の虐待と重複して発生することもあります。

児童犯罪搾取（CCE）： CCE とは、個人または集団が、力の不均衡を利用して、（a）被害者が必要とするもの、または欲するもの（例えば、金銭、贈り物、愛情など）と引き換えに、および／または（b）加害者または助長者の経済的またはその他の利益（地位の向上など）のために、および／または（c）暴力または暴力の脅威を通じて、子どもを強制し、支配し、操り、または欺き、何らかの犯罪行為に参加させることであります。年齢が最も明白かもしれませんが、この力の不均衡は、性別、性的アイデンティティ、認知能力、体力、地

位、経済的資源やその他の資源へのアクセスなど、他のさまざまな要因による場合もあります。被害者は、たとえその行為が合意に基づいて行われたように見えても、犯罪的に搾取されている可能性があります。**CCE** は、必ずしも身体的接触を伴うとは限らず、テクノロジーの使用を通じて発生することもあります。

CCE には、子どもたちが大麻工場で働かされたり、国（郡）を越えて薬物や金銭を移動させるよう強要されたり、万引きやスリを強要されたりすることが含まれます。また、強制されたり、操られて、乗り物犯罪を犯したり、他人を脅したり、深刻な暴力を振るったりすることもあります。

加害者が被害者（とその家族）を暴力で脅したり、借金を負わせるよう陥れたり、強要したりするため、子どもたちはこの種の搾取の罠にはまる可能性があります。ナイフなどの武器を持つよう強要されたり、他者からの危害から身を守るためにナイフを持ち始めたりすることもあります。子どもは、成人男性または女性によって、個人または集団で搾取される可能性があります。また、他の子どもたちによって搾取されることもあり、その子どもたち自身が搾取を経験している場合もあります。このような場合、子どもたちの被害者としての脆弱性は、大人や専門家によって必ずしも認識されていない（特に年長の子どもの場合）。このような状況では、加害者である子どもも被害者として認識されることが重要です。

以下は **CCE** の指標となりうるものです：

- 原因不明の贈り物、金銭、新しい所有物を持って現れる子ども；
- 搾取に関与している他の子どもと一緒にいる子ども；
- 情緒の変化に苦しむ子ども
- 薬物やアルコールを乱用する子ども
- 一定期間行方不明になったり、帰宅が定期的に遅くなる子ども。
- 学校や教育を定期的に欠席したり、教育に参加しない子どもたち。

犯罪的に搾取される女兒の経験は、男児とは大きく異なることがあります。指標は同じではないかもしれませんが、教職員は少女も犯罪的搾取のリスクにさらされていることを認識すべきです。また、犯罪的搾取を受けている少年少女は共に性的搾取のリスクが高い可能性があることにも留意することが重要です。

CCE は単独で発生することもあれば、**CSE** や郡境、他の形態の虐待と重複して発生することもあります。

搾取された子どもは、教育への就学を維持するための追加的な支援を必要とします。

カウンティ・ラインズ：カウンティ・ラインズとは、携帯電話専用回線やその他の形態の「ディール・ライン」を使って、違法薬物の輸出に関与するギャングや組織的犯罪ネットワークを指す言葉です。

この活動は、イギリス全土だけでなく、地元でも起こり得ます。子どもや社会的弱者が、薬物の販売や薬物・金銭の移動・保管に悪用される。犯罪者は、被害者のコンプライアンスを確保するために、強制、脅迫、暴力（性的暴力を含む）、武器を使用することが多いです。子どもたちは、学校（主流および特殊）、高等教育機関、生徒紹介施設、児童養護施設、ケアホームなど、さまざまな場所で標的にされ、カウンティラインにリクルートされる可能性があります。ソーシャル・メディアを利用し、オンラインで子どもたちを標的にし、勧誘するケースも増えています。カウンティライン・ギャングは、やりくりが必要な薬物の借金を作ったり、カウンティライン・ネットワークから出ようとすると、被害者（とその家族）に深刻な暴力や誘拐をすると脅したりするため、子どもたちはこの種の搾取に簡単に引っかかることがあります。

上記で詳述した CSE 及び CCE の指標を特定する方法の多くは、子どもが郡境界線に関与している場合にも適用可能です。郡境界線に関与することで子どもが犯罪的に搾取される場合に存在する可能性のある追加的な具体的指標としては、以下のような子どもが挙げられます：

- 行方不明になり、その後自宅から離れた場所で発見された；
- 深刻な暴力（ナイフ犯罪など）の被害者または加害者になったことがある；
- 電話回線を通じて薬物の依頼を受けたり、薬物を移動させたり、薬物の受け渡しや集金に関与したりする；
- 摘発を避けるために薬物を内部に隠す「プラグ」のような技術にさらされている；
- トラップ・ハウスやカックコーイングと呼ばれる宿泊施設やホテルの一室で、麻薬取引が行われている；
- 搾取者に「借金の保証」を負っている；
- 銀行口座が麻薬取引のために使われている。

子どもがカウンティラインに関与している兆候に関する詳しい情報は、内務省発行のガイドンスに掲載されています。

現代の奴隷制：現代の奴隷制には、人身売買、奴隷制、隷属、強制労働が含まれます。搾取には、性的搾取、強制労働、奴隷制、隷属、強制犯罪、臓器の摘出など、さまざまな形態があります。誰かが現代奴隷制の被害者かもしれないという兆候、被害者が受けられる支援、全国紹介メカニズムへの紹介方法に関する詳しい情報は、法定ガイドンス「現代奴隷制：被害者の特定と支援方法（2022年5月）」で入手できます。

サイバー犯罪：コンピューターやインターネットを利用して行われる犯罪行為。サイバー犯罪は、「サイバー・イネーブルド」（オフラインで起こりうるが、オンライン上で大規模かつ高速に実行される犯罪）と「サイバー・ディペンデント」（コンピューターを使用することによってのみ実行される犯罪）に大別されます。

サイバー依存型犯罪には以下が含まれます：

- コンピュータへの不正アクセス（違法な「ハッキング」）。例えば、学校のコンピュータネットワークにアクセスして、テスト用紙の答えを探したり、与えられた成績を変更したりする；
- サービス拒否（Dos または DdoS）攻撃または「ブート」。これらは、複数のソースからのインターネットトラフィックでコンピュータ、ネットワーク、またはウェブサイトを圧倒することにより、利用不能にしようとする試み、
- ウィルス、スパイウェア、ランサムウェア、ボットネット、リモートアクセス型トロイの木馬などのマルウェア（悪意のあるソフトウェア）を、上記を含むさらなる犯罪を意図して作成、提供、入手すること。

コンピュータやテクノロジーに特別な技能や関心を持つ子どもたちは、不注意または故意にサイバー依存犯罪に手を染める可能性があります。

メンタルヘルス：すべての職員は、メンタルヘルスの問題が、場合によっては、子どもが虐待、ネグレクト、搾取に苦しんでいる、あるいはその危険性があることを示す指標となりうることを認識すべきです。

適切な訓練を受けた専門家のみが、メンタルヘルスの問題の診断を試みるべきです。しかし、教職員は生徒たちを日常的に観察し、精神的な問題を経験しているか、あるいはその危険性があることを示唆する行動をとる子どもたちを特定することができる立場にあります。

子どもたちが虐待やネグレクト（育児放棄）を受けたり、子ども時代にトラウマとなるような不利な経験をしたりした場合、その影響は子ども時代から青年期、そして成人期まで続く可能性があります。このような子どもたちの体験が、子どもたちのメンタルヘルス、行動、出席率、学校での進歩にどのような影響を与えるかを職員が認識しておくことが重要です。

もし、教職員が生徒の精神的な健康状態に懸念を持ち、それが保護上の懸念でもある場合は、この方針に従い、DSL に相談し、早急に対処する必要があります。

いわゆる「名誉に基づく」虐待：女性性器切除（FGM）、強制結婚、乳房にアイロンをかけるなどの慣習を含め、家族および／または地域社会の名誉を守るために行われた犯罪を含みます。

「名誉」を守るために行われる虐待には、家族や地域社会のより広いネットワークが関与していることが多く、複数の加害者が含まれることもあります。どのような保護措置をとるべきかを決定する際には、このようなダイナミックな動きとさらなるリスク要因を認識しておくことが重要です。

職員は、生徒が FGM の危険にさらされている可能性があるという懸念がある場合、DSL に相談する必要があります。DSL は（適切な場合）、警察や児童福祉ケアとの多機関連携のための国および地域の既存のプロトコルを使用して、地域の保護手続きを開始します。

18 歳未満の女兒に FGM が行われたと思われることを発見した場合（被害者からの情報開示または目視による証拠のいずれかによって）、教師は自ら警察に報告する法的義務があります。教師がこの報告義務が適用されるかどうか確信が持てない場合は、本方針に従って DSL と懸念を話し合うべきです。教師は、生徒が危険にさらされていると疑われる場合（すなわち、教師が、被害者からの情報開示または視覚的な証拠によって、FGM 行為が行われたと思われることを発見しない場合）、学校の地域の保護手続きに従うべきです。

強制結婚：強制結婚はイングランドとウェールズでは犯罪です。強制結婚とは、当事者の一方または双方の完全かつ自由な同意なく、暴力、脅迫、その他あらゆる形態の強制を用いて結婚をさせるものです。脅しには、肉体的なもの、精神的・心理的なものがあります。完全かつ自由な同意の欠如とは、人が同意しない場合や、同意できない場合（学習障害がある場合など）です。とはいえ、宗教や文化を利用して結婚を強要するコミュニティもあります。2023 年 2 月以降、暴力、脅迫、その他の強制がない場合でも、18 歳の誕生日を迎える前に結婚させることを目的とした行為を行うことも犯罪となりました。現行の強制結婚法と同様、法的な結婚だけでなく、拘束力のない非公式な「結婚」にも適用されます。

子どもが強制結婚の危険にさらされている可能性を示すさまざまな指標がありますが、その詳細は、「*Multi-agency guidelines* 複数機関のガイドライン」強制結婚の事例への対応の 13～14 ページに記載されています。強制結婚に関する詳しい情報は、強制結婚ユニット（Forced Marriage Unit）が発行したガイダンスに掲載されています。教職員で、アドバイスや情報が必要な場合、強制結婚ユニットに連絡することもできる：連絡先 020 7008 0151 または E メール fmf@fco.gov.uk

過激化：過激化とは、人がテロや過激主義を支持するようになる過程を指します。過激主義とは、民主主義、法の支配、個人の自由、異なる信仰や信条の相互尊重と寛容など、英国の基本的価値観に声高に、あるいは積極的に反対することです。また、国内外を問わず、軍隊の隊員の死を求めることもあります。テロリズムとは、人／人々を危険にさらしたり、深刻な暴力を引き起こしたり、財産に深刻な損害を与えたり、電子システムを深刻に妨害したり、混乱させたりする行為です。その使用または脅迫は、政府に影響を与えるため、または一般市民を脅迫するために計画されたものでなければならず、政治的、宗教的、またはイデオロギー的な大義を推進する目的で行われるものでなければなりません。

子どもが過激派イデオロギーの影響を受けやすいかどうかを見極める唯一の方法はありません。背景的な要因と、家族や友人といった特定の影響との組み合わせが、子どもの影響を受けやすい要因になる可能性があります。同様に、過激化は、さまざまな方法（ソーシャルメディアやインターネットなど）や環境（家庭内など）を通して起こる可能性があります。他の保護リスクと同様に、教職員は、子どもたちが援助や保護を必要としている可能性を示す子どもの行動の変化に注意を払うべきです。職員は、影響を受けやすい子どもたちを見極め、適切な行動をとるべきです。指定保護責任者（Designated safeguarding leads）および学園

のその他のシニア指導者は、「イングランドおよびウェールズの高等教育機関向け：プリベント義務ガイダンス（Prevent duty guidance: for further education institutions in England and Wales）」に精通していなければなりません。教職員は、予防措置の紹介を行う前に、各地域で実施されている予防措置の手続きについて把握している DSL に連絡します。

生徒が転校する場合、DSL は転校先の学校またはカレッジと情報を共有することが適切かどうかを検討します。例えば、新しい学校またはカレッジが虐待の被害者や「チャンネル」プログラムを通して現在支援を受けている生徒の支援を継続し、生徒が新しい学校に到着した時にその支援を受けられるようにするための情報などです。

特別な教育的ニーズおよび/または障害(SEND)、または特定の健康状態にある生徒：SEND
または特定の健康状態にある生徒は、さらにセーフガード上の問題に直面する可能性があります。このような生徒は、外見上虐待の兆候を示さないことがあり、また虐待やネグレクト、いじめに関するコミュニケーションが困難な場合があります。

このような生徒には以下のようなものがあります：

- 行動、気分、傷害などの虐待の可能性を示す指標を、さらに調査することなく、生徒の状態に関係するものと思ひ込むこと；
- これらの生徒たちは、他の生徒たちよりも仲間集団から孤立したり、いじめ（偏見に基づくいじめを含む）を受けたりしやすい；
- SEND や特定の健康状態を持つ生徒たちが、表向きには何の兆候も示さずに、仲間からの孤立やいじめ（偏見に基づくいじめを含む）などの行動によって、不釣り合いな影響を受ける可能性；
- コミュニケーションの障害や、このような課題を管理または報告することの難しさ；
- ネット上のコンテンツにおける事実と虚構の違いを理解できず、学校内でそのコンテンツや行動を繰り返すこと、またはそうすることで生じる結果。

教職員はそのような生徒が懸念を表明できるようサポートし、虐待の兆候や兆候には特に注意を払い、必要に応じて DSL に相談します。

レズビアン、ゲイ、バイ、トランス（「LGBT」）：生徒が LGBT であることは、それ自体が虐待の危険因子ではありません。しかし、LGBT である生徒は、仲間から標的にされる可能性があります。場合によっては、同級生から LGBT であると認識されている生徒も（そうであるかどうかは別として）、LGBT であると自認している生徒と同様に脆弱である可能性があります。LGBT である生徒たちが心を許せる信頼できる大人がいない場合、リスクはさらに大きくなる可能性があります。学園では、LGBT の生徒たちが、信頼できるスタッフに悩みを打ち明けたり、共有したりできるよう、安全な空間を提供するよう努めています。

ドメスティック・アビューズ：ドメスティック・アビューズ法（Domestic Abuse Act 2021）は、2021 年 4 月 29 日に勅許を得ました。この法律は、ドメスティック・アビューズ（家庭内虐待）の初の法定定義を導入し、ドメスティック・アビューズが、虐待を見聞きしたり、虐待の影響を経験したりした場合、子どもたちが被害者として影響を受けることを認めるものです。家庭内虐待の法定定義は、これまでの政府横断的な定義に基づいており、元パートナーや家族など、さまざまなタイプの人間関係が捕捉されるようになっています。この定義では、心理的、性的、身体的、感情的、経済的虐待や、強制的、支配的な行動など、さまざまな虐待行為を捉えています。これらに限定されるものではありません。虐待行為を行なっている者と虐待行為を向けられている者の両方が 16 歳以上であり、（2021 年法第 2 条に定義されている）「個人的につながりのある」者でなければなりません。

家庭内虐待の種類には、親密なパートナーからの暴力、家族による虐待、10 代の人間関係による虐待、子どもや思春期の子どもから親への暴力や虐待などがあります。

性別、年齢、民族性、社会経済的地位、セクシュアリティや経歴に関係なく、誰もが家庭内虐待の被害者になる可能性があります。家庭内虐待は家庭の内外で起こりえます。政府は、家庭内虐待の被害者や加害者に関わる人々に、子どもへの影響も含めたさらなる情報を提供するため、法定ガイダンスを発行する予定です。

すべての子どもは、家族間で家庭内虐待が起こる家庭生活の中で、家庭内虐待を目撃し、悪影響を受ける可能性があります。家庭内虐待や暴力を経験することは、子どもたちに深刻で長期にわたる感情的、心理的影響を与える可能性があります。場合によっては、子どもは虐待を受けた自分を責めたり、その結果家庭を離れなければならないことになったりすることもあります。

若者はまた、親密な関係の中で家庭内虐待を経験することもあります。このような児童対児童の虐待は、「10 代の恋愛虐待」と呼ばれることもあります。若者の年齢によっては、「家庭内虐待」の法定定義（当事者の一方または双方が 16 歳未満である場合）の下では、法律上認められない場合もあります。しかし、18 歳未満の人と同様、安全や福祉に懸念がある場合は、子どもの保護手続きに従うべきであり、若年被害者と若年加害者の双方に支援を提供すべきです。新しい定義を含むこの法律の規定は、今後数ヶ月の間に開始される予定です。

家庭内虐待は、他の保護上の懸念につながる可能性があるため、このポリシーの下で管理されるべきです。

家庭内虐待を経験した子どもに関する相談は、Operation Encompass（電話：0204 513 9990、月～金、午前 8 時～午後 1 時）に学校職員が問い合わせることができます。

ホームレス：ホームレスであること、またはその危険性があることは、生徒の福祉にとって現実的なリスクとなります。学園は、家計負債、家賃滞納、家庭内虐待、反社会的行動、退去勧告など、ホームレスの潜在的な兆候に注意する必要があります。生徒がホームレス状

態にある可能性がある」と教職員が気づいたり、疑ったりした場合は、まず **DSL** に相談します。地元住宅局への照会が適切であり、地元の手続きに従って進められるべきですが、一方、本方針に従い、生徒が危害を受けた、または危害を受ける危険がある場合、その地元住宅局への照会が **LADO** への照会に代わるものではなく、また、そうすべきものでもありません。

学校を欠席する子どもたち 学校を欠席する子ども：学校を欠席する子ども、特に何度も、あるいは長期間欠席する子ども、教育を受けられない子どもは、虐待、ネグレクト、性的虐待、**CSE**、**CCE** など、さまざまな保護上の問題の潜在的な指標となります。また、カウンティラインへの関与など、子どもの犯罪搾取の兆候であることもあります。精神衛生上の問題、薬物乱用の危険性、紛争地域への渡航の危険性、**FGM** の危険性、いわゆる「名誉」に基づく虐待、強制結婚の危険性を示す場合もあります。教職員は、特に長期欠席する生徒への対応について、学園の手順に従わなければなりません。欠席および/または行方不明の子供への対応に関する学校の手続きは、方針フォルダーに記載されています。原因不明の欠席はすべてこれに従ってフォローアップされます。

学園は、**Education (Pupil Registration) (England) Regulations 2006 (as amended)**の要件に従い、非標準的な移行時点で学園の入学者名簿に追加または削除される生徒について、地元当局に通知するものとします。これにより、以下のことが可能になります：

- a) 義務就学年齢で、教育を受けていない児童生徒を特定する義務を果たす。
- b) 教育を受けられず、虐待、ネグレクト、急進化の危険にさらされている可能性のある生徒を フォローアップする。

学園の出席簿は注意深く監視され、あらゆる傾向が把握されます。学園は、定期的に登校しない生徒、または学園の許可なく連続 **10** 日以上欠席した生徒について、学園と地元当局の間で合意された間隔で地元当局に通知します。

生徒の欠席により、その生徒の福祉が懸念される場合は、この方針に従って対処する必要があります。学園の方針は虐待の発見をサポートし、生徒が将来欠席する、あるいは教育を受けていない生徒になるリスクに対する予防策を提供するものです。この方針は、生徒がすでにソーシャルワーカーを必要としている場合だけでなく、初めて問題が顕在化した場合にも適用されます。

子の奪取と地域安全事件：子の奪取とは、未成年者を親またはその子の法的責任を有する者から無断で連れ去ったり、留め置いたりすることです。子どもの誘拐は、親やその他の家族、被害者とは無関係だが知っている人（隣人、友人、知人など）、見知らぬ人によって行われることがあります。

学校周辺でのその他の地域安全事件は、子どもたちや保護者に懸念を抱かせることがあります。例えば、近くでうろろしている人や、見知らぬ大人が子どもたちと会話をしている場合などがあります。

授業では、見知らぬ人すべてについて単に警告するのではなく、生徒たちの自信と能力を高めることに重点を置くことが重要です。詳細は www.actionagainstabduction.org、www.clevernevergoes.org

子どもと裁判制度：生徒たちは、自分に対する犯罪や目撃した犯罪について、刑事裁判で証拠を提出しなければならないことがあります。gov.uk のウェブサイトには、5～11 歳と 12～17 歳の子どもを支援するための 2 つの年齢別ガイドが用意されています。

このガイドでは、手続きの各ステップ、利用可能な支援や特別措置について説明しています。法廷の構造を示す図や、ビデオリンクの使用についても説明されています。

別居後、家庭裁判所を通じて子供の取り決めをすることは、ストレスが多く、家族の対立を深めることになりかねません。これは子供にとってもストレスとなります。法務省は、紛争解決サービスに関する明確で簡潔な情報を掲載したオンライン児童手配情報ツールを立ち上げました。学園は、適切な場合、一部の保護者にこのサービスを紹介することがあります。

服役中の家族を持つ子供たち：イングランドとウェールズでは、毎年約 20 万人の子どもが親を刑務所に送っています。このような子どもたちは、貧困、スティグマ、孤立、精神的健康状態の悪化など、悪い結果を招く危険性がある。NICCO（National Information Centre on Children of Offenders）は、犯罪者とその子どもたちに関わる専門家を支援し、子どもたちの悪影響を軽減するための情報を提供しています。